

# 第1部 総論

# 第1章 計画の概要

## 第1節 計画策定の趣旨

本市では、地域における現況を踏まえ、障がいのある人を取り巻く制度改革の方向や障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法の内容に沿うとともに、「第五次新居浜市長期総合計画」の方針のもとに他の関連計画との調和を図りつつ、平成27年に「新居浜市第2期障がい者計画」を、平成30年に「新居浜市第5期障がい福祉計画・新居浜市第1期障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策の推進を図ってきました。

他方で、各計画期間中においてさまざまな法令や制度改正が行われています。

各種の改正内容に対応するとともに、これまでの取組状況や成果を確認し、その結果を今後活かす中で、引き続き障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等について、総合的、計画的に各種施策を進めることが必要です。令和3年度から5年間の「新居浜市第3期障がい者計画」、3年間の「新居浜市第6期障がい福祉計画・新居浜市第2期障がい児福祉計画」は、障がいのある人や障がいのある子どもが自立した日常生活や社会生活を営むことができる社会の実現を目指すことを目的として策定したものです。

### ■ 法令・制度改正の動向 ■

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（H28.4.1施行）	<ul style="list-style-type: none"><li>障がいを理由とする差別的取扱いの禁止</li><li>合理的配慮の提供</li></ul>
成年後見制度の利用の促進に関する法律（H28.5.13施行）	<ul style="list-style-type: none"><li>成年後見制度利用促進委員会の設置</li></ul>
発達障害者支援法の改正（H28.8.1施行）	<ul style="list-style-type: none"><li>発達障害者支援地域協議会の設置</li><li>発達障害者支援センターなどによる支援に関する配慮</li></ul>
障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）及び児童福祉法の改正（H30.4.1施行）	<ul style="list-style-type: none"><li>自立生活援助の創設</li><li>就労定着支援の創設</li><li>高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用</li><li>障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（障がい児福祉計画の策定）</li><li>医療的ケア児に対する支援（H28.6.3施行）</li></ul>
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（R2.4.1施行）	<ul style="list-style-type: none"><li>報告徴収の規定の新設、書類保存の義務化</li><li>適正実施勧告の規定の新設</li><li>国等が率先して障がい者を雇用する責務の明確化</li><li>「障害者活躍推進計画」の作成・公表の義務化</li><li>障害者雇用推進者・障害者職業生活相談員の選任の義務化</li><li>週20時間未満の障がい者を雇用する事業主に対する特例給付金の新設</li><li>中小事業主（300人以下）の認定制度の新設</li></ul>
地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正（R3.4.1施行）	<ul style="list-style-type: none"><li>地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援</li><li>地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進</li><li>医療・介護のデータ基盤の整備の推進</li><li>介護人材確保及び業務効率化の取組の強化</li><li>社会福祉連携推進法人制度の創設</li></ul>

## 第2節 計画の位置づけ

「新居浜市第3期障がい者計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定める計画です。

### ■市町村障害者計画の法律上の根拠

障害者基本法 第11条第3項

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

「新居浜市第6期障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条で地方自治体に策定が義務付けられている「市町村障害福祉計画」であり、国の指針に基づき障がい福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する方策を示します。

### ■市町村障害福祉計画の法律上の根拠

障害者総合支援法 第88条第1項・第2項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

「新居浜市第2期障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項で地方自治体に策定が義務付けられている「市町村障害児福祉計画」であり、国の指針に基づき障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する方策を示します。

### ■市町村障害児福祉計画の法律上の根拠

児童福祉法 第33条の20第1項・第2項

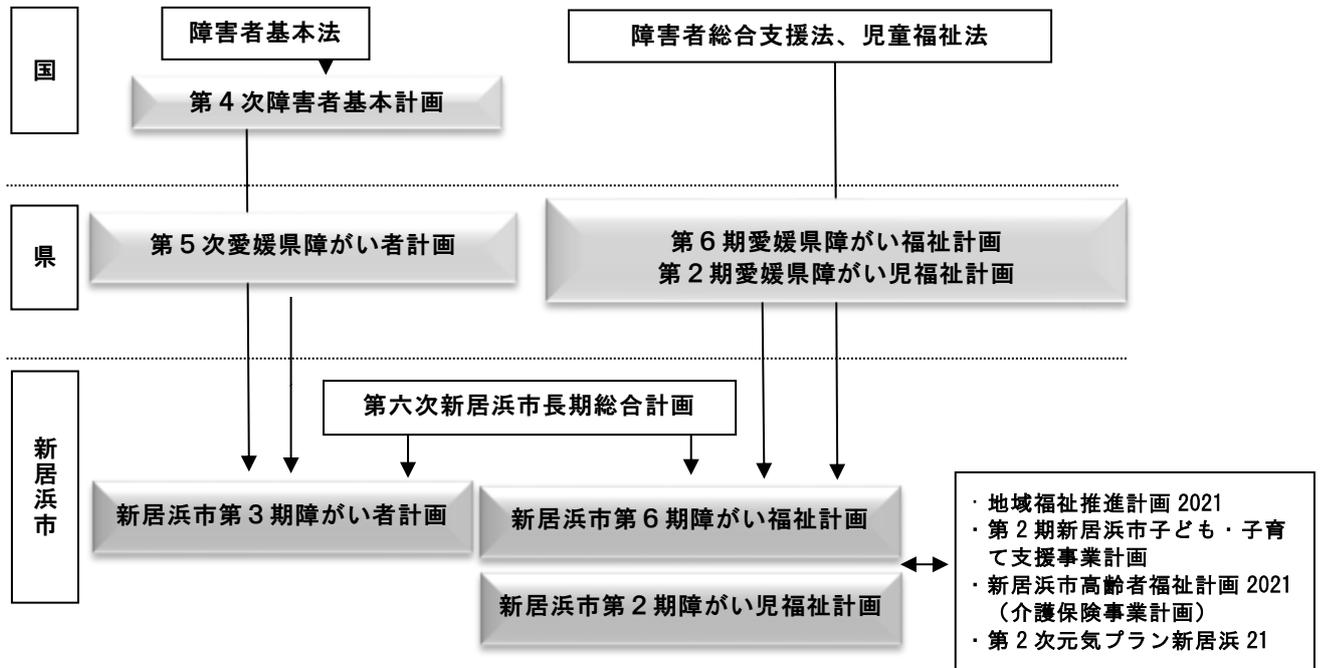
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

また、これら計画は、「第六次新居浜市長期総合計画」の障がい福祉分野における個別計画として位置づけられ、「新居浜市地域福祉推進計画 2021」、「新居浜市高齢者福祉計画 2021」、「第2次元気プラン新居浜21」、「第2期新居浜市子ども・子育て支援事業計画」等関連する計画との整合性を図り、県の計画も踏まえたものとしします。

■ 国・県計画との関連 ■



第3節 計画の期間

各計画の計画期間は次のとおりです。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			第3期障がい者計画					
			第6期障がい福祉計画					
			第2期障がい児福祉計画					
	第2期障がい者計画							
	第5期障がい福祉計画							
	第1期障がい児福祉計画							

## 第4節 計画の留意点

### 1 障がい者計画の策定にあたっての主な留意点

障害者基本法第1条において、障がい者施策は、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指していくことと規定されています。

国においては、平成30年3月に「第4次障害者基本計画」が閣議決定され、5年間における障がい者福祉のあり方が示されています。この計画では、基本理念として「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」を掲げています。

障がいのある人による意思決定や社会参加についてより重きが置かれるようになっていきます。これは平成26年に批准された障害者権利条約との整合性を確保する意味も有しており、市町村レベルにおいても、これまで以上に障がいのある人の社会参加を促すための施策が重要となってきます。

こうした考え方を基本に障がい者一人ひとりの多様な生活課題・ニーズに即し、障がい者が地域の中で自立して暮らせる共生社会の実現を目指し、新たな障がい者計画を策定するものです。

### 2 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定における主な留意点

国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）【最終改正令和二年厚生労働省告示第二百十三号】（以下「基本指針」という。）」は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づき、市町村が障がい福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針を定めるものとされています。今般、都道府県及び市町村が第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項である基本指針が令和2年5月に改正されました。主な改正内容は、地域における生活の維持及び継続の推進をはじめ「地域共生社会」の実現に向けた取組、発達障がいのある人等支援の一層の充実など、計画に加えるべき方向性が示されています。このような改正内容に対応した計画づくりが必要となります。

## 第5節 計画の対象

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、その他の心身の機能に障がいのある人で、障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

具体的には、障害者手帳所持者に加えて、手帳を所持していない難病、てんかん、発達障がい、高次脳機能障がいの人などです。

## 第6節 基本理念

障害者基本法及び国の障害者基本計画（第4次）では、障がいのある人を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えた上で、当該理念の実現に向けた障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施するために、次のような3つの基本原則を示しています。

### 基本原則1 地域社会における共生等（みんなと一緒にまちで暮らすこと）

- ①社会のあらゆる分野の活動に参加できるようにすること。
- ②どこで誰と生活するかを自分で選択できて、地域でみんなと一緒に暮らせるようにすること。
- ③手話などのことばや必要なコミュニケーションの方法（点字、指点字、触手話、要約筆記、筆談、わかりやすいことば）を選ぶことができるようにすること。また、情報を入手したり、使ったりする方法を選べるようにすること。

### 基本原則2 差別の禁止（差別をなくすこと）

- ①障がいを理由とする差別の禁止。
- ②社会的障壁をなくすために必要かつ合理的な配慮を行うこと。
- ③国が、差別の禁止に係る啓発及び知識の普及のため、情報の収集、整理及び提供を行うこと。

### 基本原則3 国際的協調（世界の人と協力し合うこと）

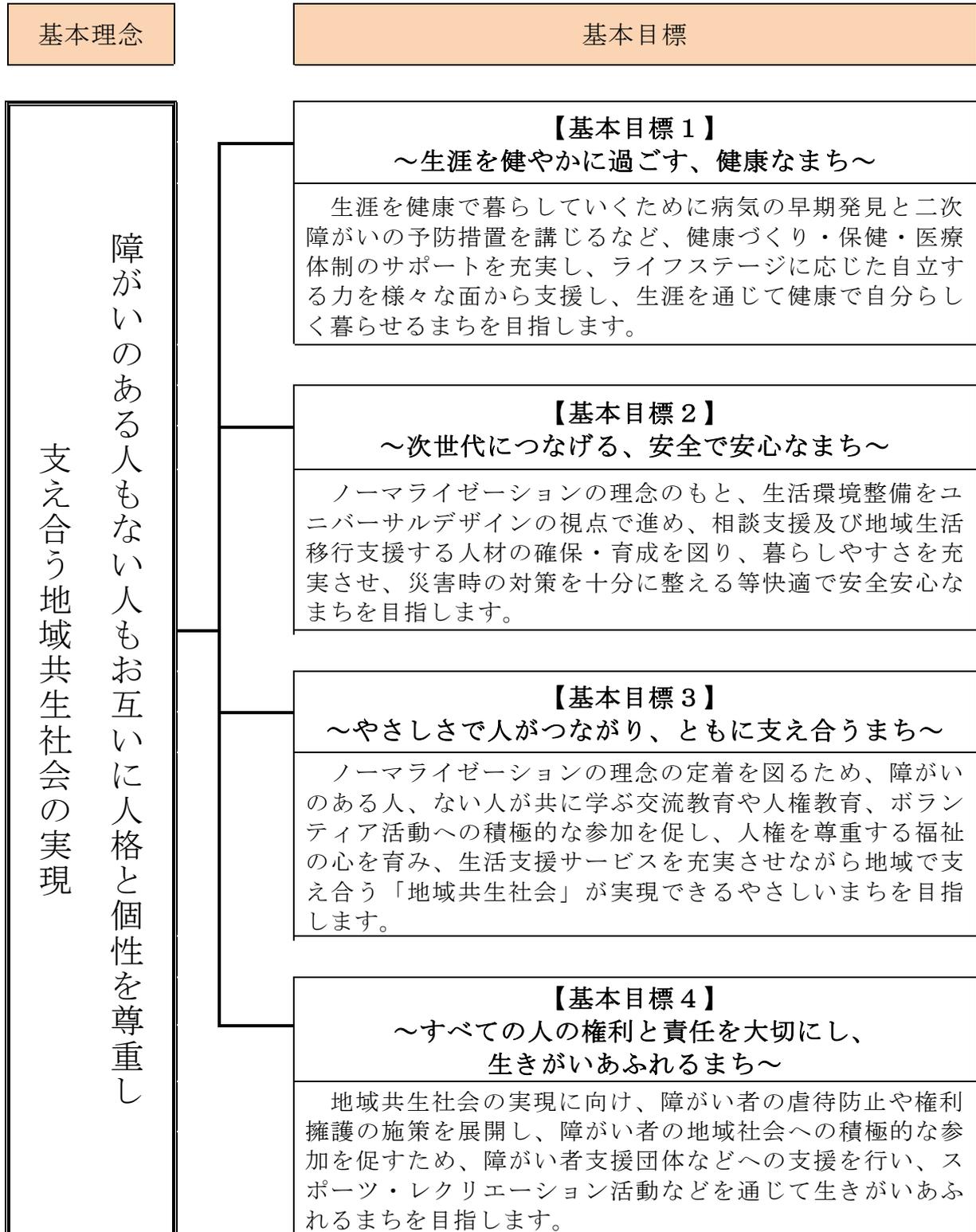
- ①共生社会をつくるために、世界の人と協力し合うこと。

国の障害者基本計画（第4次）や本市におけるこれまでの障がい者施策の継続性等も考慮して、本計画においては、前計画を踏まえ、「障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し支え合う地域共生社会の実現」を基本理念として計画の策定を行います。

障がいのある人もない人もお互いに  
人格と個性を尊重し支え合う  
地域共生社会の実現

## 第7節 計画の基本目標

本計画の基本理念「障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し支え合う地域共生社会の実現」に向け、「新居浜市地域福祉推進計画 2021」及び「第2期障がい者計画」それぞれの4つの基本目標を踏まえて本計画の基本目標を設定し、施策の展開を図っていきます。



## 第2章 新居浜市の現状

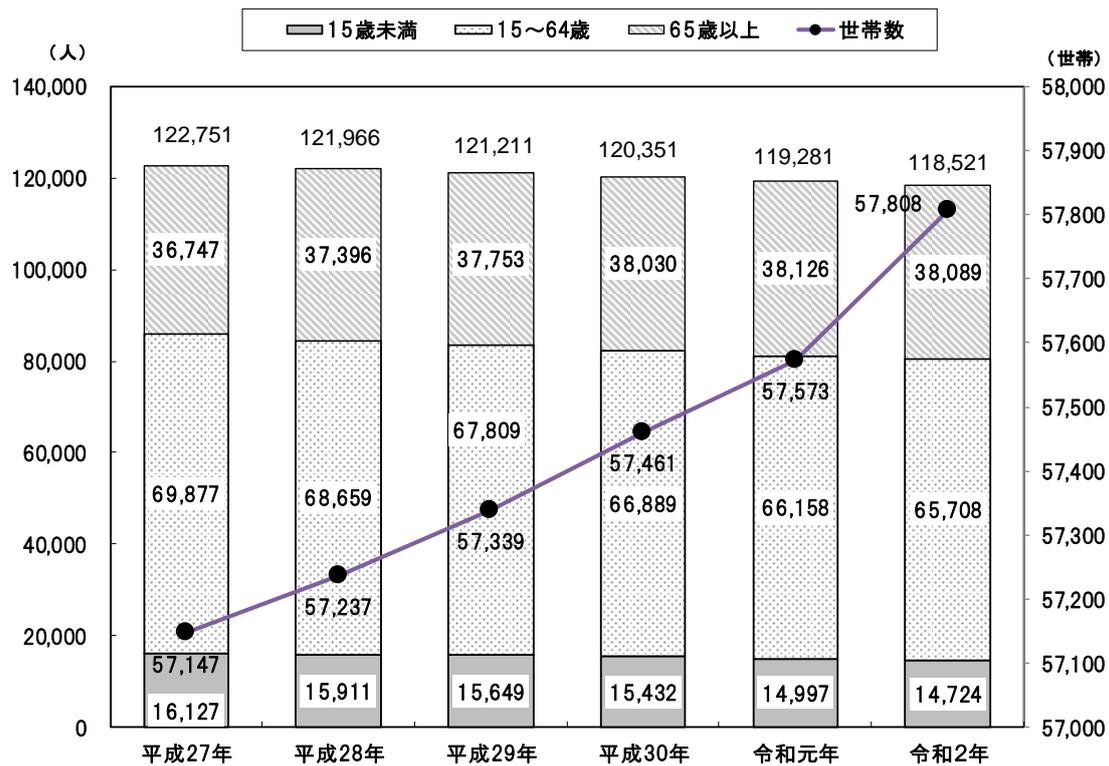
### 第1節 人口・世帯の推移

人口の推移をみると、本市の総人口は緩やかな減少傾向で推移し、令和2年では118,521人となっています。

年齢3階級別の推移をみると65歳以上人口は微増で推移し、15～64歳人口、15歳未満人口は減少しています。

また、世帯数は、人口が減少する中で増加しており、令和2年では57,808世帯となっています。

#### ■ 人口及び世帯数の推移 ■



資料：住民基本台帳 各4月1日現在

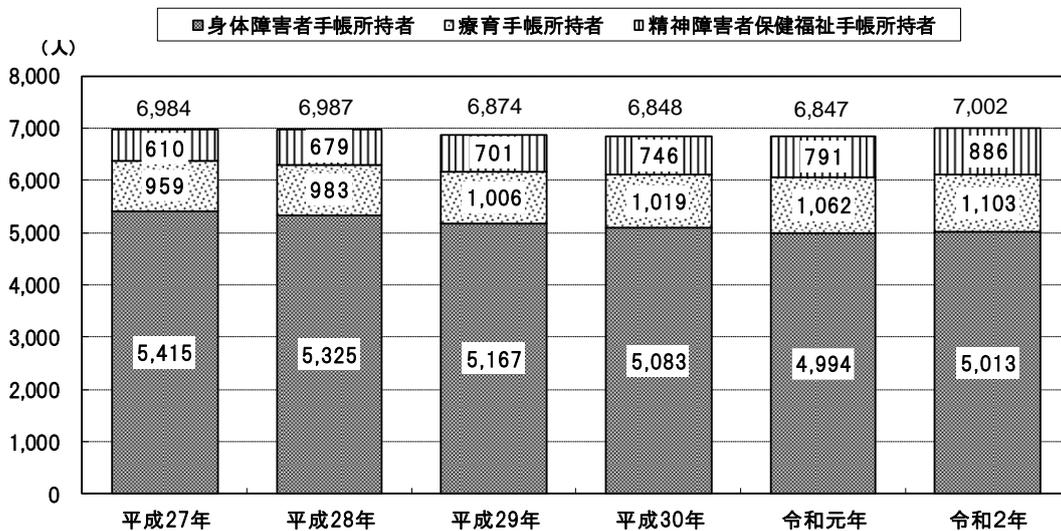
## 第2節 障がいのある人の動向

### 1 障害者手帳所持者の推移

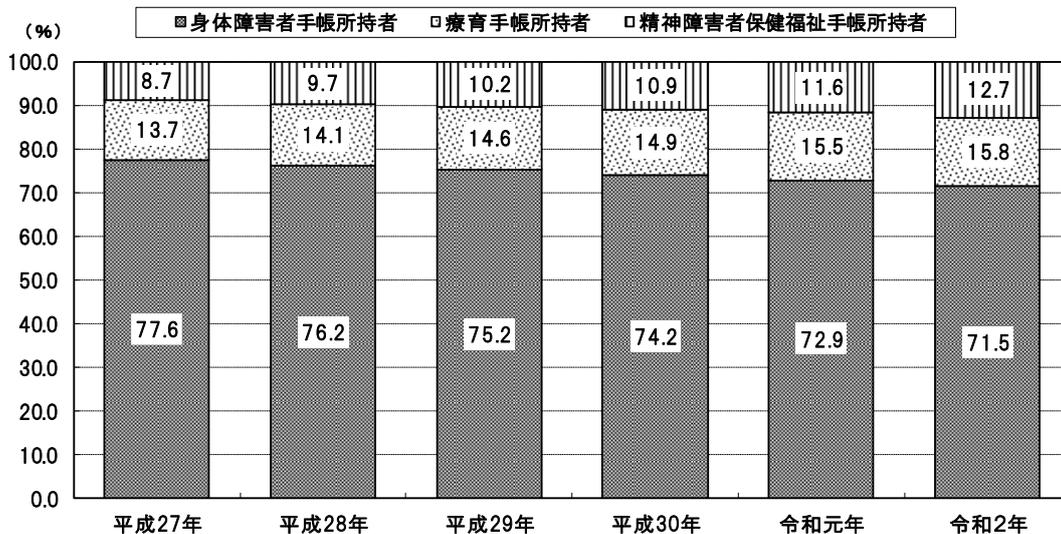
本市における障がいのある人の数は、令和2年現在の身体障がい（身体障害者手帳所持者数）が5,013人で平成27年と比較して402人（7.4%）の減、知的障がい（療育手帳所持者）は1,103人で144人（15%）の増、精神障がい（精神障害者保健福祉手帳所持者）は886人で276人（45.2%）の増となっております。このため構成比でも、身体障がいの割合が減少し、知的障がい、精神障がいの割合が増加しています。

令和2年では、身体障がい者数が前年までの減少傾向から増加と変化しており、状況の把握を進めるとともに今後の動向に注意する必要があります。

#### ■ 障害者手帳所持者数の動向 ■



#### ■ 障害者手帳所持者数の動向（構成比） ■



資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

## 2 3 障がい種類別の年齢構成

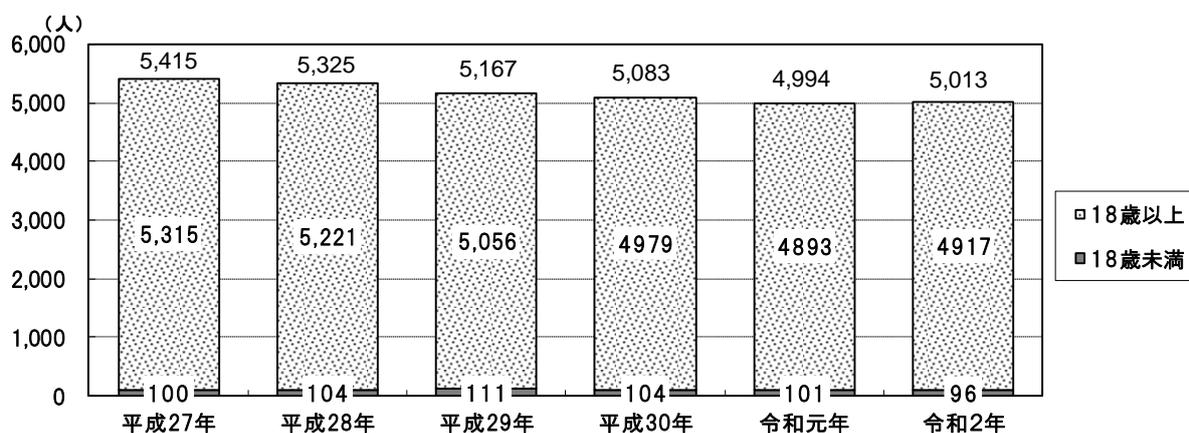
年齢区別の構成をみると、身体障がいのある人では18歳以上が圧倒的多数で、令和2年現在で5,013人中4,917人と98.1%を占めています。また、令和2年の手帳所持者数が増加となっていますが、これも18歳以上の増加によることがわかります。

年齢別の交付状況では、他の年齢層が概ね減少している中で70歳以上は増加しており、68.6%を占めています

令和2年の新規交付者について調べてみると、平成27年で全348件中70歳以上が217件、令和元年では全420件中324件と、件数、割合ともに増加しており、その部位別内訳では四肢体幹や内部障がいの割合が多くなっていました。

以上のことから、高齢化の進展が身体障がいの状況に影響を及ぼしていることがわかります。

### ■ 身体障害者手帳所持者数の動向（年齢区別） ■



資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

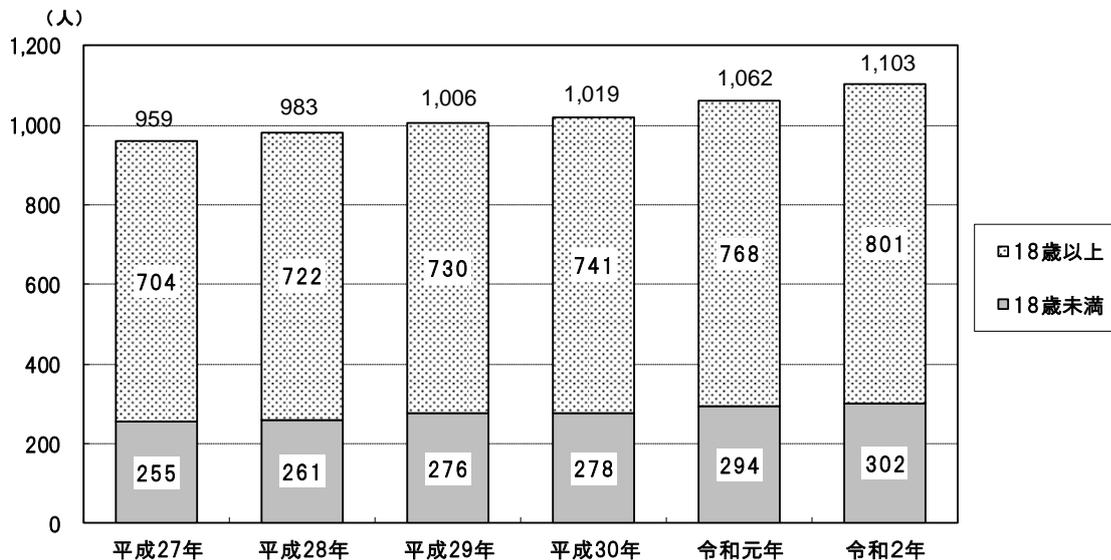
### ■ 身体障害者手帳所持者数の年齢別交付状況 ■

年齢区分	人数		割合		(参考) 平成27年	
	令和2年	平成27年	令和2年	平成27年	人数	割合
0歳～17歳	96人	96人	1.9%	1.9%	111人	2.1%
18歳～29歳	81人	1,018人	1.6%	20.3%	74人	1.4%
30歳～59歳	657人		13.1%		680人	13.2%
60歳～64歳	280人	3,899人	5.6%	77.8%	360人	7.0%
65歳～69歳	460人		9.2%		618人	12.0%
70歳以上	3,439人		68.6%		3,324人	64.3%
計	5,013人	5,013人	100.0%	100.0%	5,167人	100.0%

令和2年4月1日現在

知的障がいのある人では、18歳以上、18歳未満でそれぞれ増加がみられます。18歳未満に増加がみられることから新規申請者数が増加していることがわかり、また、18歳以上や全体の増加状況から療育手帳所持者の高年齢化の影響がうかがえます。

■療育手帳所持者数の動向（年齢区分別）■

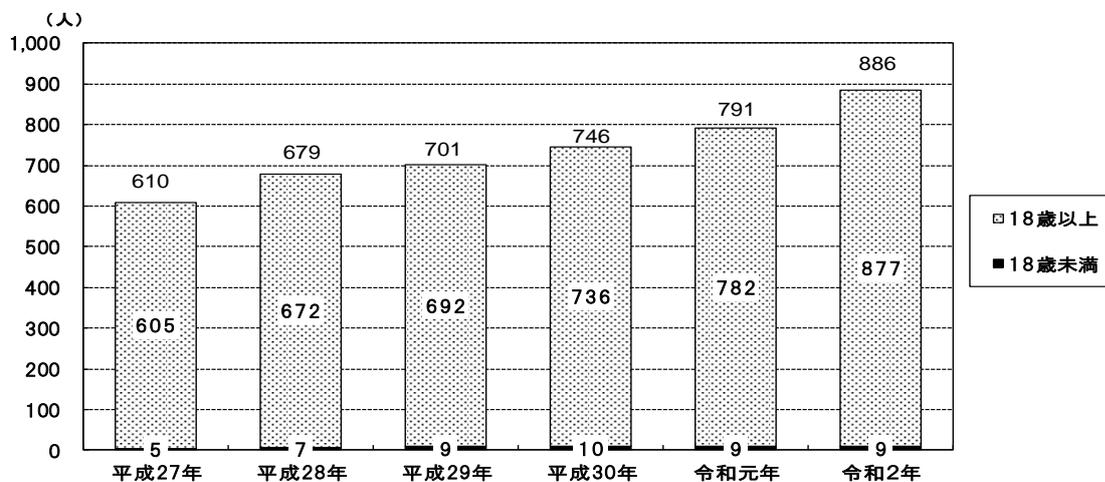


資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

精神障がいのある人では、18歳以上の増加が顕著となっています。

新規交付者を調べてみると、20～50歳代が、令和元年の全体数91件のうち69件で75.8%、6年間の平均では78.5%を占めており、社会人になってから発達障がいと診断されるケースの増加や効率化を求める社会構造その他の影響が考えられます。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の動向（年齢区分別）■



資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

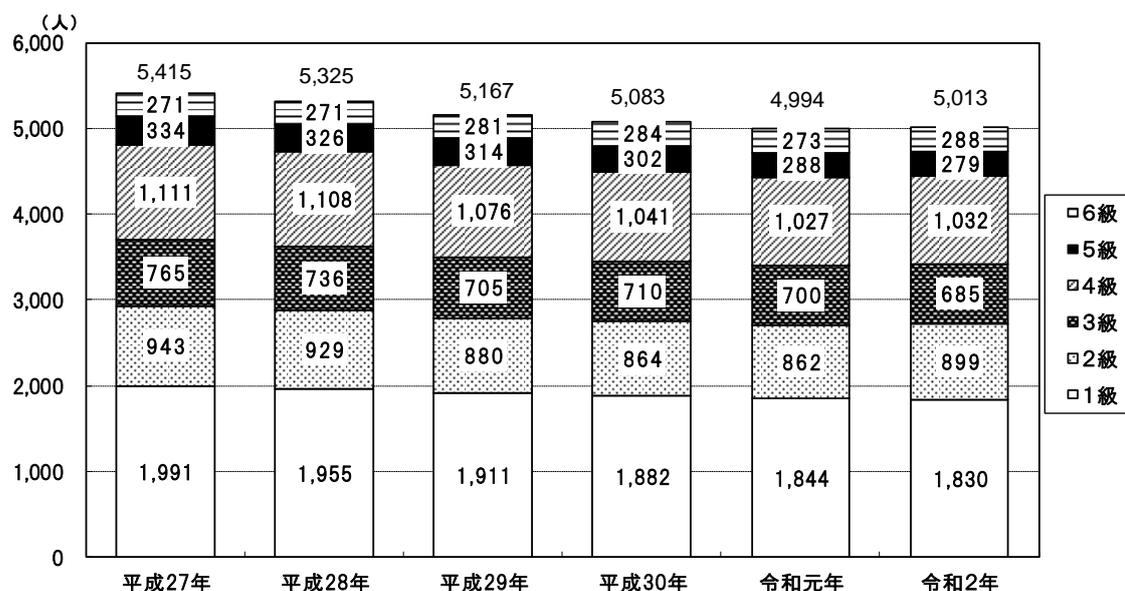
### 3 3 障がい種類別の等級別構成

身体障がいのある人では、令和2年では、「1級」が1,830人と最も多く、次いで「4級」が1,032人となっています。

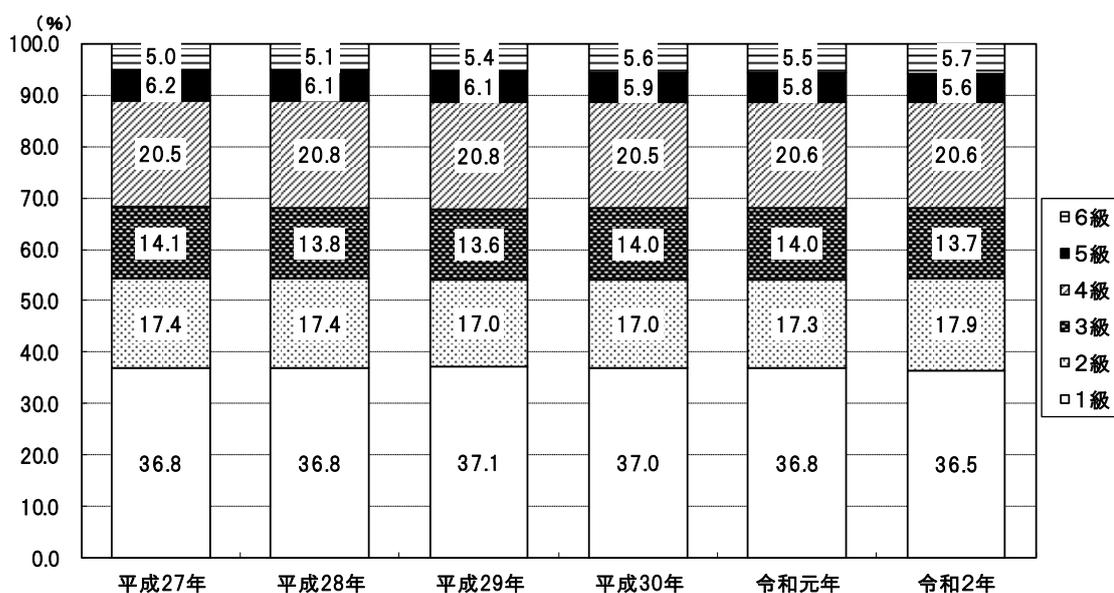
平成27年からの推移をみると、「6級」は増加していますが、それ以外の級で減少傾向にあります。

構成比でみると、全体的に減少していることから構成比に大きな変化はみられませんが、「2級」と「6級」の割合が若干増加しています。

#### ■ 身体障がいのある人の等級別構成 ■



#### ■ 身体障がいのある人の等級別構成（構成比） ■

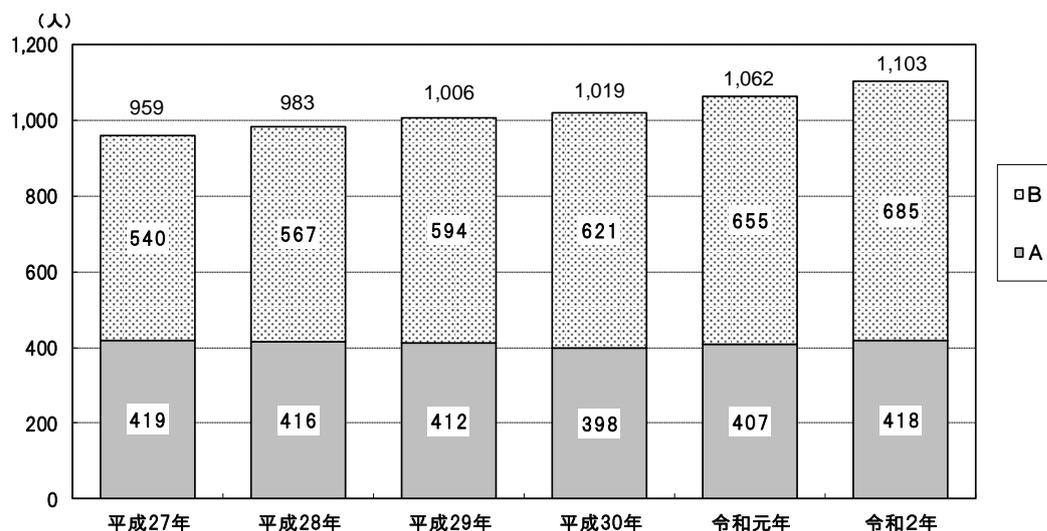


資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

知的障がいのある人では、令和2年では、「A」が418人、「B」が685人となっています。

平成27年からの推移をみると、「A」は横這いで推移していますが、「B」は26.9%の増加となっています。

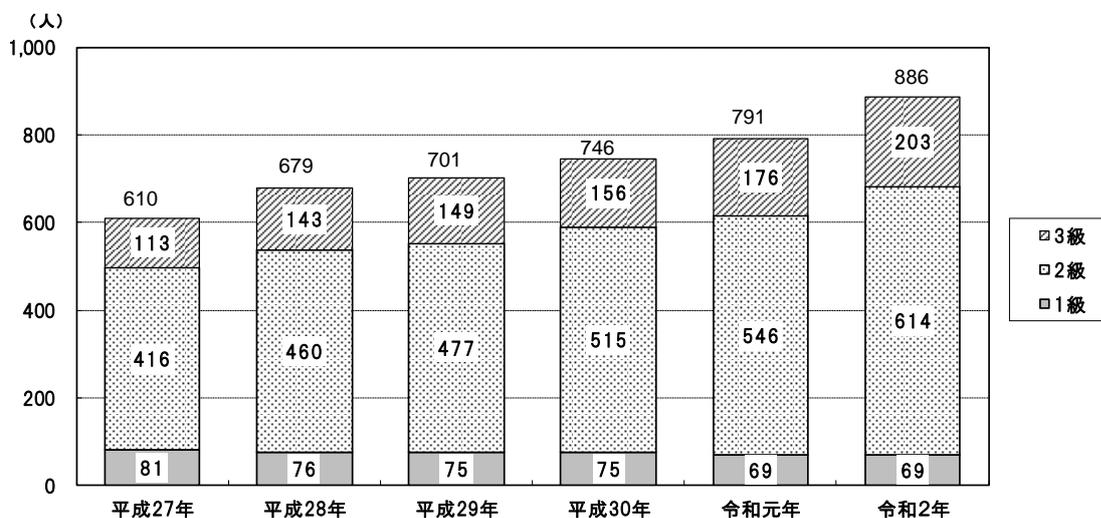
### ■ 知的障がいのある人の等級別構成 ■



資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

精神障がいのある人（精神障害者保健福祉手帳の所持者）は、平成27年からの推移をみると全体では45.2%の増加ですが、等級別には「1級」は微減、「2級」が47.6%の増加、「3級」が79.6%の増加となっています。

### ■ 精神障がいのある人の等級別構成 ■



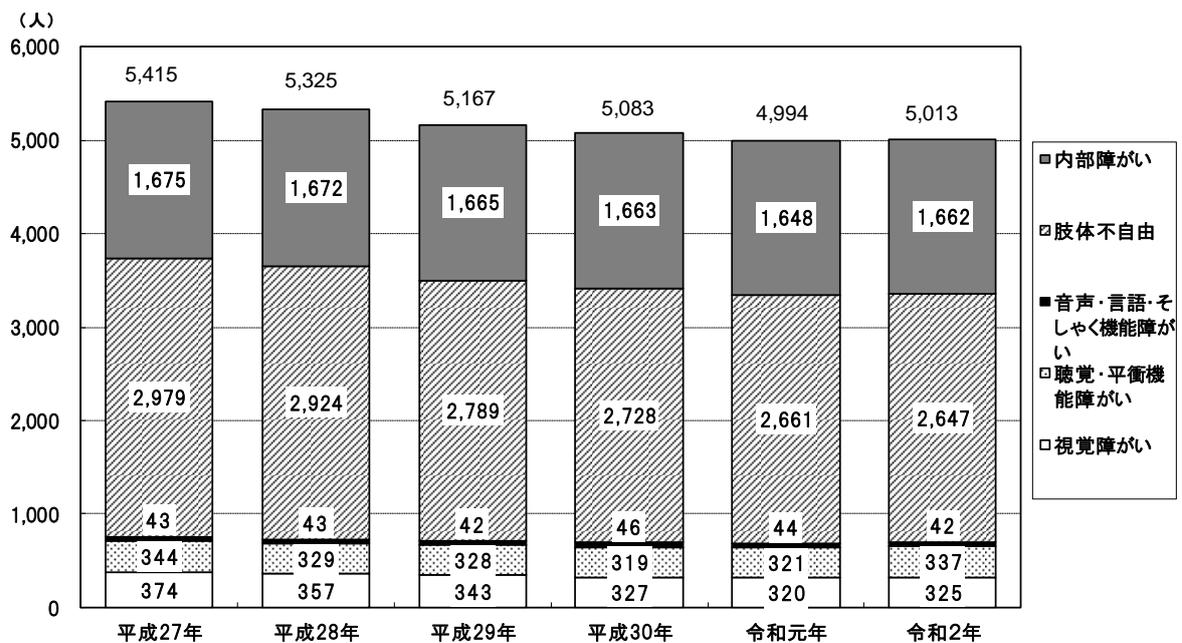
資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

#### 4 身体障がいのある人の部位別構成

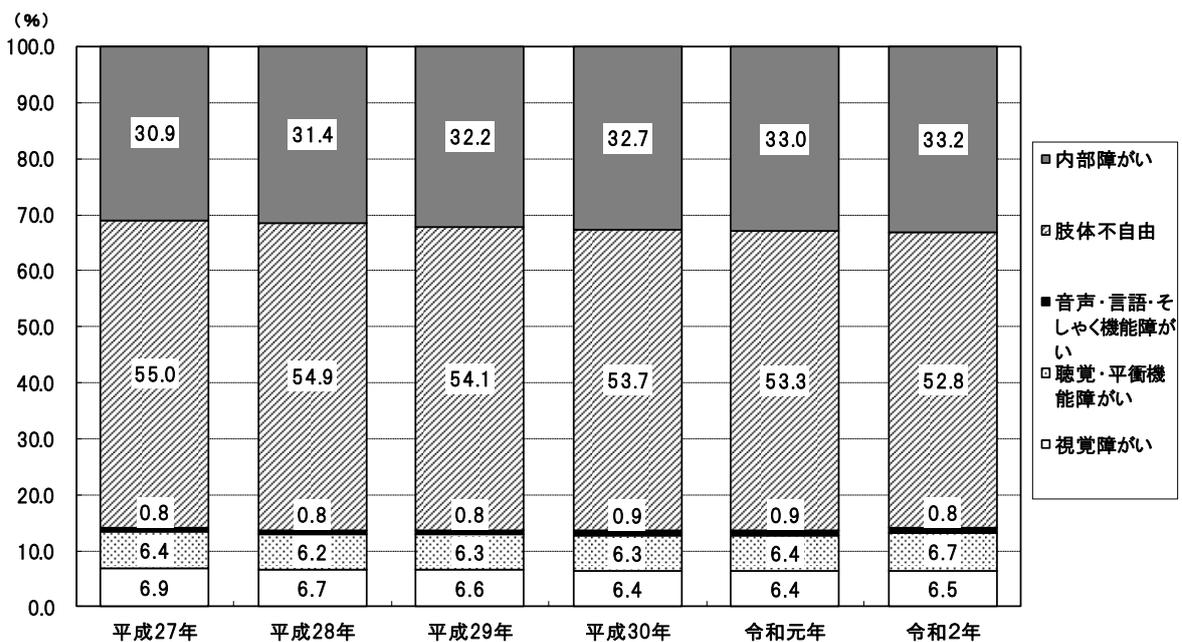
身体障がいのある人の部位別構成では、令和2年では「肢体不自由」が2,647人と最も多く、次いで「内部障がい」が1,662人となっています。

平成27年からの推移でみると、全体的に減少傾向となっています。構成比をみると、「内部障がい」の割合が増加傾向にあります。

■ 身体障がいのある人の部位別構成 ■



■ 身体障がいのある人の部位別構成（構成比） ■



資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

令和2年における部位別、年齢別、級別内訳をみると、18歳以上の「肢体不自由」が2,594人と最も多く、次いで18歳以上の「心臓機能障がい」が999人となっています。

■ 身体障がいのある人の部位別、年齢別、級別内訳 ■

(主障がいのみ 単位:人)

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	(参考) H29
視覚障がい	18歳未満	2	0	0	0	0	0	2	3
	18歳以上	99	116	20	26	45	17	323	340
聴覚障がい	18歳未満	1	6	0	0	0	6	13	12
	18歳以上	19	77	33	48	2	145	324	316
音声障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	1	3	22	16	0	0	42	42
肢体不自由	18歳未満	32	9	7	1	3	1	53	64
	18歳以上	550	663	381	652	229	119	2,594	2,725
心臓機能障がい	18歳未満	11	0	9	2	0	0	22	25
	18歳以上	726	10	171	92	0	0	999	1,043
腎臓機能障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	348	1	0	2	0	0	351	339
呼吸器機能障がい	18歳未満	1	1	1	1	0	0	4	4
	18歳以上	25	4	24	6	0	0	59	56
膀胱・直腸機能障がい	18歳未満	0	0	0	1	0	0	1	2
	18歳以上	0	1	11	177	0	0	189	170
小腸機能障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	1	0	1	1	0	0	3	2
免疫機能障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	3	7	3	4	0	0	17	10
肝臓機能障がい	18歳未満	1	0	0	0	0	0	1	1
	18歳以上	10	1	2	3	0	0	16	13
内部障がい	計	1,126	25	222	289	0	0	1,662	1,665
小計	18歳未満	48	16	17	5	3	7	96	111
	18歳以上	1,782	883	668	1,027	276	281	4,917	5,056
合計		1,830	899	685	1,032	279	288	5,013	5,167

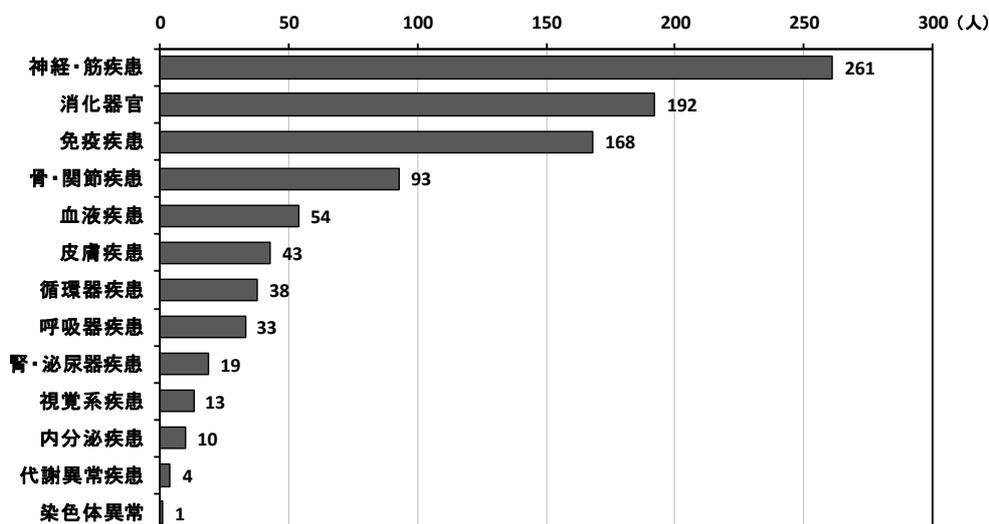
資料:地域福祉課(令和2年4月1日現在)

## 5 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数

令和元年7月1日から指定難病は333疾病までに拡大しています。

本市における令和2年3月31日現在の受給者証所持者は、次のとおりとなっています。

■ 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数 ■ (総数 929人)



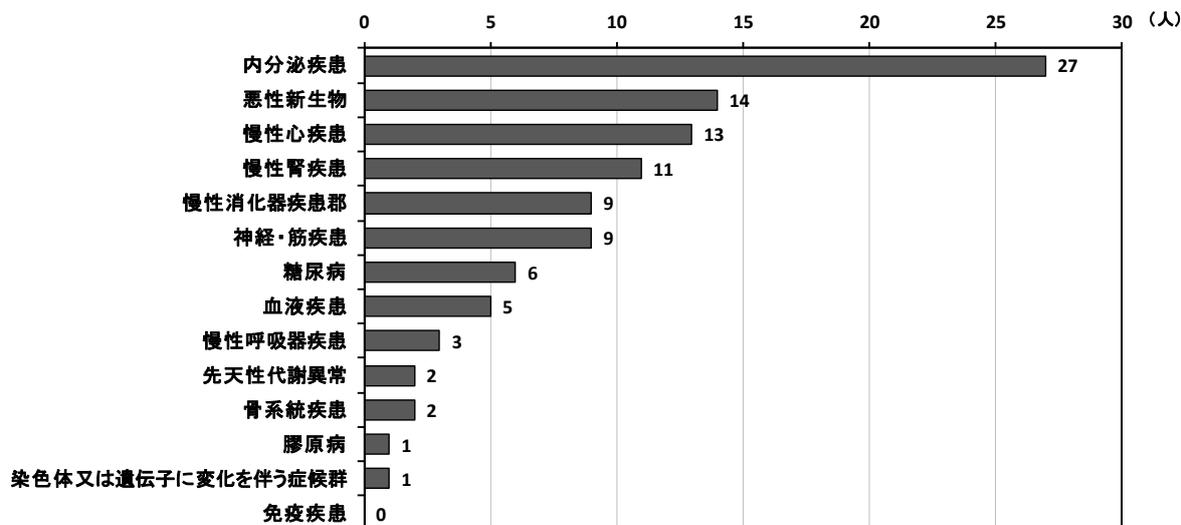
※疾患群別の所有者であり、重複疾患がある場合は疾患群ごとに計上 令和2年3月31日現在

## 6 小児慢性特定疾病医療費受給者証所持者数

令和元年7月1日から適用されている疾病は762までに拡大しています。

本市における令和2年3月31日現在の受給者証所持者は、次のとおりとなっています。

■ 小児慢性特定疾病医療費受給者証所持者数 ■ (総数 103人)



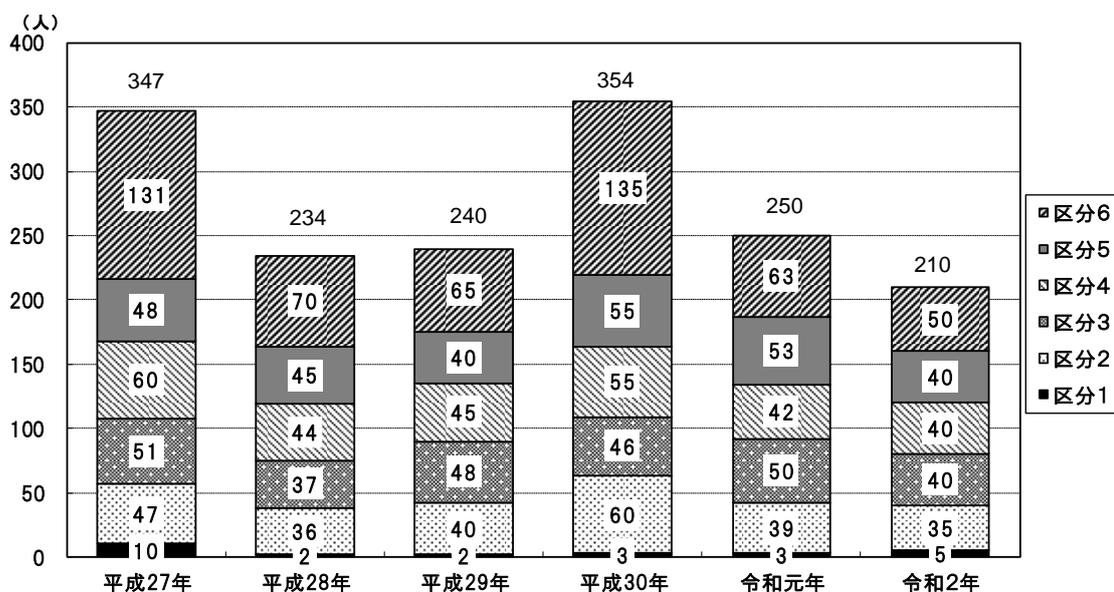
※疾患群別の所有者であり、重複疾患がある場合は疾患群ごとに計上 令和2年3月31日現在

## 7 障がい支援区分の認定者数

障がい福祉サービスを利用する場合に認定が必要な障がい支援区分の認定者は、3年に1度施設入所支援者の認定が必要となるため、各集計年度によって変動があります。

令和2年では210人となっています。

### ■ 障がい支援区分の認定者数の動向 ■



資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

## 8 自立支援医療受給者の状況

自立支援医療（更生医療）は、18歳以上の身体障がい者で一定の所得未満の人に対し、職業能力や生活能力の回復増進を図るため、現在の障がいの程度を除去または軽減されると期待できる場合に指定医療機関において受けた医療に要する医療費を支給します。

自立支援医療（育成医療）は、18歳未満の身体上の障がいを有する児童が指定医療機関において受けた医療に要する医療費を支給します。

自立支援医療（精神通院医療）は、精神疾患で、通院による精神医療を受け続ける必要がある人に、通院のための医療費の自己負担を軽減するものです。

本市の自立支援医療受給者数については次のとおりとなっています。

### ■ 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）受給者数の推移 ■

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
更生医療	337	352	366	369	372	374
育成医療	21	21	21	21	16	8
精神通院医療	1,800	1,850	1,860	1,857	1,874	1,878

資料：地域福祉課（平成27年～平成28年は、各年度内(4月1日～翌3月31日)の実績値)

### 第3節 保育・教育環境の状況

障がい児には、発育過程において障がいの種類や程度に応じたいろいろな療育・教育の場があります。

本市における障がい児の療育、通園・通学状況は次のとおりです。

#### ■ 18歳未満の障がい児の年齢層の内訳 ■

(単位:人)

	0～5歳	6～14歳	15～17歳	計
身体障がい児	15	63	18	96
知的障がい児	40	202	60	302

令和2年4月1日現在

※身体障害者手帳もしくは療育手帳の所持者数

※両手帳を所持する児童は、身体障がい児及び知的障がい児のいずれの人数にも計上しています。

#### ■ 0～5歳児の児童発達支援利用状況 ■

(単位:人)

	医療型児童発達支援	福祉型児童発達支援	計
利用者実績	0	86	86

令和2年4月1日現在

※身体障害者手帳もしくは療育手帳を所持していないが、支援を必要とする児童を含みます。

#### ■ 就学前の幼児のための相談・教室等の実施状況（療育等も含む） ■

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
ことばの教室(登録人数)	127	112	113	126	130
ことばの教室(延人数)	1,340	1,303	1,152	1,180	1,455
育ちの教室(登録人数)	58	68	58	66	65
育ちの教室(延人数)	740	863	697	753	1,003
巡回相談(保育園+幼稚園)	160	166	117	139	156
総合相談(延人数)	335	384	543	611	758
発達検査(発達支援課)	67	105	109	101	112
フォローアップ教室(にこにこクラブ)(延人数)	153	160	156	140	68
発達相談・発達検査(保健センター)	212	158	141	192	162

資料:発達支援課・保健センター(各年4月1日現在) →各年度内(4/1～翌3/31)の実績値

■ 小学校における障がい児の通学状況 ■

(単位:人)

		学校数	学級数	児童数		
				低学年	高学年	計
特別支援学級	知的障がい	16	16	31	34	65
	自閉症・情緒障がい	15	32	89	72	161
	難聴	5	5	3	2	5
	弱視	1	1	1	1	2
通級指導教室	言語障がい	1	1	5	6	11
	自閉症	2	2	13	23	36
	LD(学習障がい)	2	2	0	16	16

令和2年5月1日現在

■ 中学校における障がい児の通学状況 ■

(単位:人)

		学校数	学級数	生徒数
特別支援学級	知的障がい	10	11	32
	自閉症・情緒障がい	10	15	64
	難聴	1	1	1
通級指導教室	言語障がい	0	0	0
	自閉症	0	0	0
	LD(学習障がい)	1	1	8
	ADHD(注意欠如・多動性障がい)	1	1	6

令和2年5月1日現在

■ 新居浜特別支援学校 ■

(単位:人)

	小学部	中学部	高等部	計
学級数	18	14	19	51
男	63	53	71	187
女	22	21	38	81
計	85	74	109	268

令和2年5月1日現在

■ 新居浜特別支援学校川西分校 ■

(単位:人)

	小学部	中学部	高等部	計
学級数	9	5	6	20
男	14	6	8	28
女	9	7	5	21
計	23	13	13	49

令和2年4月10日現在

## 第4節 雇用・就労の状況

愛媛労働局の統計による民間企業における障がい者雇用数及び実雇用率、障がい者就業・生活支援センターの利用状況と登録者・就労者の各状況は、次のとおりです。

### ■ 公共職業安定所における障がい者雇用者数及び実雇用率等 ■

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
公共職業安定所管内 企業の障がい者雇用率	2.27%	2.29%	2.27%	2.92%	3.12%
対象となる障がい者 雇用総数	328人	334.5人	344人	456.5人	485.5人
対象企業数 (法定労働者50人以上※) ※平成24年度以前は56人以上	78社	79社	82社	88社	86社
法定雇用率達成企業数 (達成企業割合)	43社 (55.1%)	40社 (50.0%)	48社 (48.5%)	48社 (54.5%)	49社 (57.0%)

数値は各年6月1日付で調査

### ■ 障がい者就業・生活支援センターの状況 ■

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
<b>登録者</b>						
身体障がい者	91	102	110	122	136	136
知的障がい者	148	182	207	227	249	254
精神障がい者	107	129	142	171	202	207
その他※	62	69	82	89	95	94
登録者合計	408	482	541	609	682	691
登録廃止	18	0	1	0	0	0
新規登録	56	74	60	68	74	9
実習	34	33	45	49	40	8
<b>就労者</b>						
身体障がい者	8	9	10	11	9	3
知的障がい者	25	21	33	19	16	4
精神障がい者	9	10	17	20	16	9
その他※	2	2	10	6	7	2
就労者合計	44	42	70	56	48	18

資料:地域福祉課(各年4月1日現在)

※令和2年は5月末現在

## 第5節 経済的支援受給者の状況

手当等の各種支援受給者の状況は、次のとおりです。

### ■ 手当等の各種支援受給者の状況 ■

(単位:人)

	平成30年	令和元年	令和2年
特別障害者手当受給者数	128	125	124
障害児福祉手当受給者数	88	89	83
特別児童扶養手当受給者数	278	284	292
心身障害者扶養共済制度加入者数	68	63	58
心身障害者扶養共済制度受給者数	107	104	107

資料:地域福祉課(各年4月30日現在)

## 第3章 実態調査の概要

### 第1節 アンケート調査結果の概要

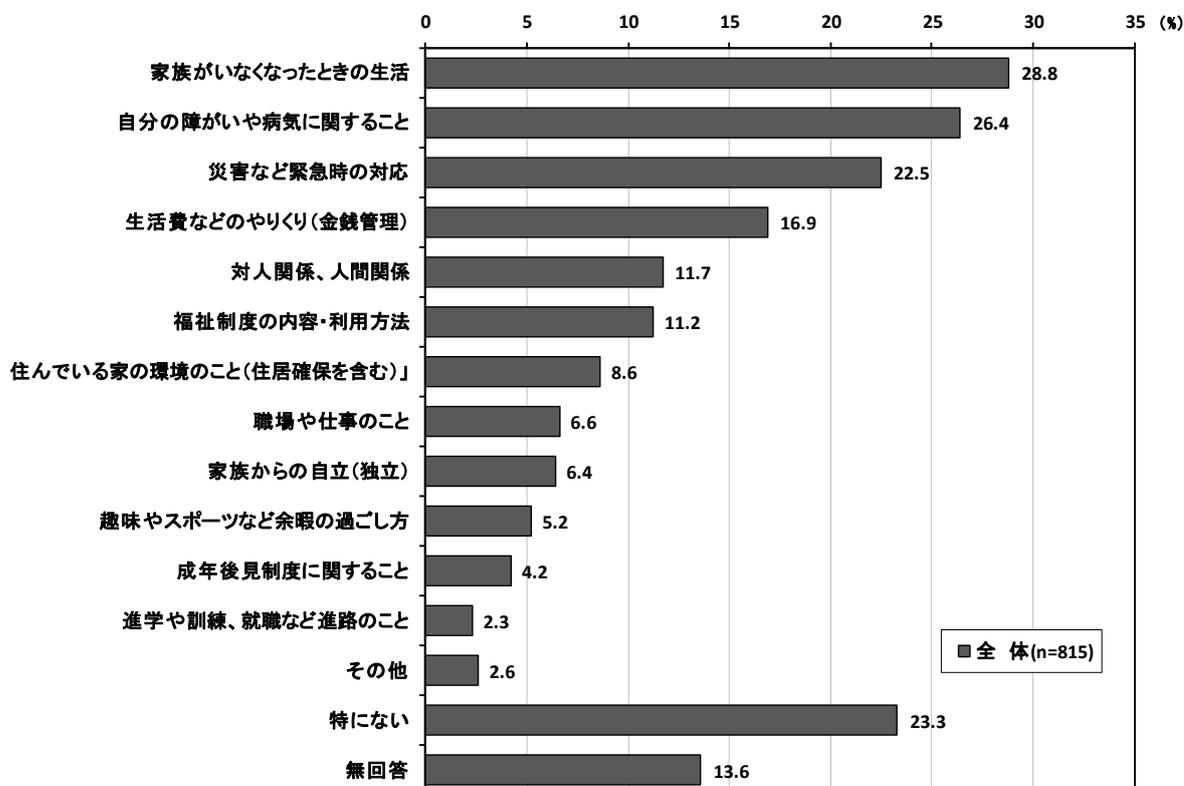
障がいのある人の生活や障がい福祉サービスなどの利用状況等を把握するために、アンケート調査を行いました。

市内在住の障害者手帳を所持している人から1,805人を無作為に抽出して調査票を郵送し、815人（有効回答率45.1%）、障がいのある児童や発達に関する不安のある児童の中から195人を無作為に抽出して調査票を郵送し、99人（有効回答率50.8%）の回答を得ました。

アンケートの回答から、次のようなことがみえてきました。

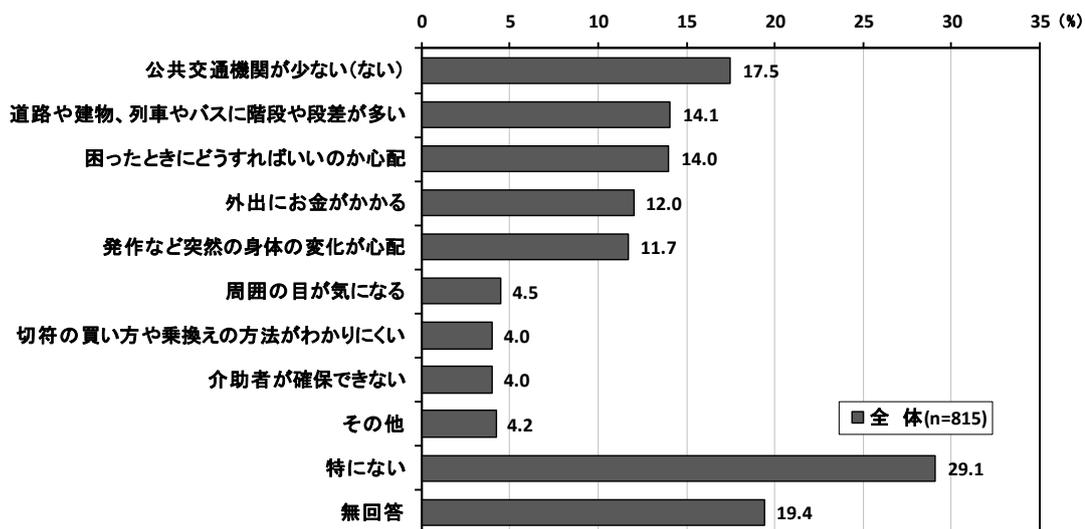
#### ■ 今、悩んでいることや、わからずに困っていること ■

悩んでいることや困っていることとしては、「家族がいなくなったときの生活」が28.8%と最も多くなっています。次いで「自分の障がいや病気に関すること」、「災害など緊急時の対応」、「生活費などのやりくり（金銭管理）」となっています。障がい種別でみると、精神障がいのある人では「対人関係、人間関係」の回答が40.8%と突出しています。



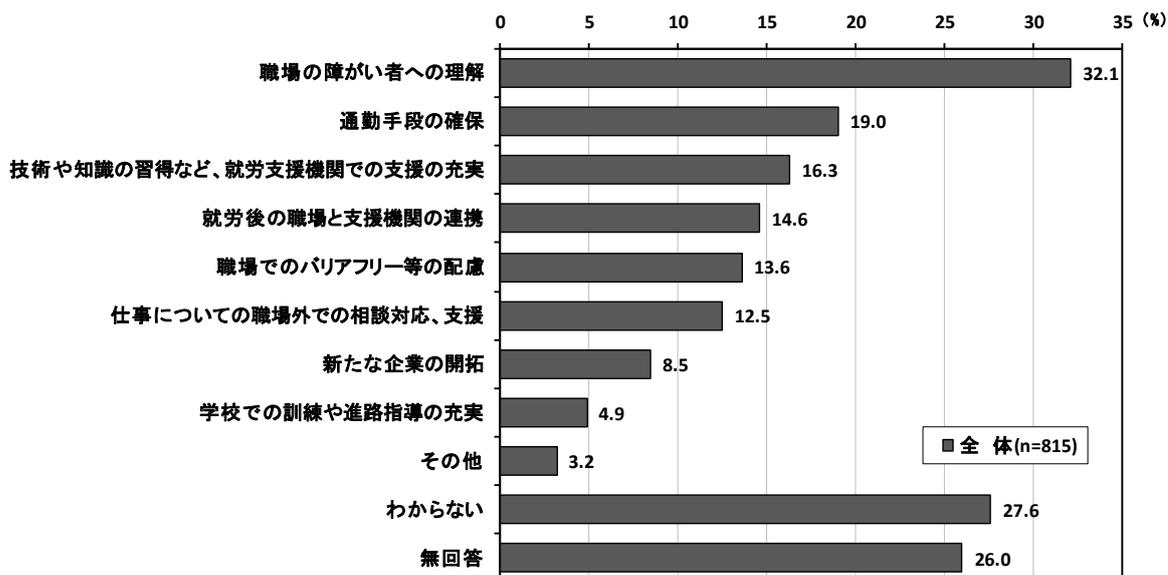
## ■ 外出するときに困ること ■

外出する時に困ることとしては、「公共交通機関が少ない(ない)」をはじめとして、「道路や建物、列車やバスに階段や段差が多い」、「困ったときにどうすればいいのかわからないのか心配」、「外出にお金がかかる」、「発作など突然の身体の変化が心配」などが多くあり、障がいのある人にも利用しやすい公共交通機関とバリアフリー化の促進が大切です。

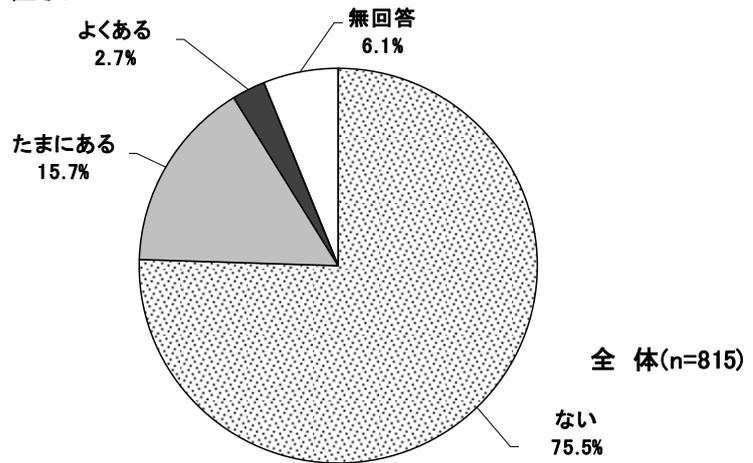


## ■ 障がい者の就労支援として今後重要なこと ■

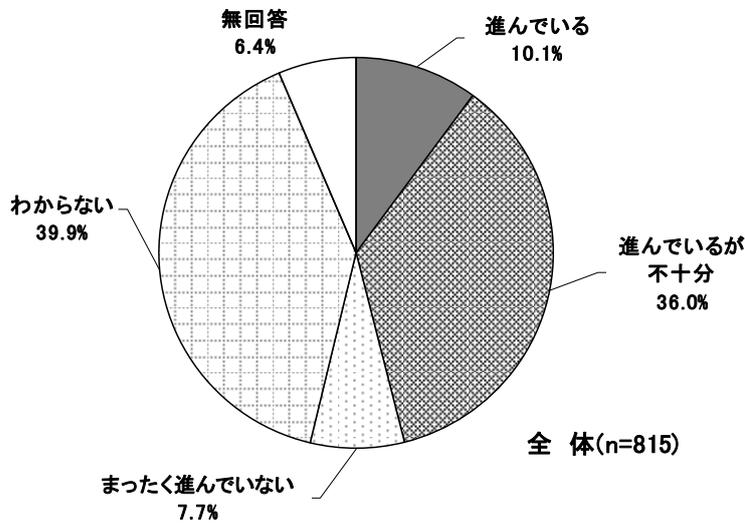
障がい者の就労支援として今後重要なこととしては、「職場の障がい者への理解」に3分の1近くの回答があり、続いて「通勤手段の確保」、「技術や知識の習得など、就労支援機関での支援の充実」、「就労後の職場と支援機関の連携」、「職場でのバリアフリー等の配慮」などが多くなっています。



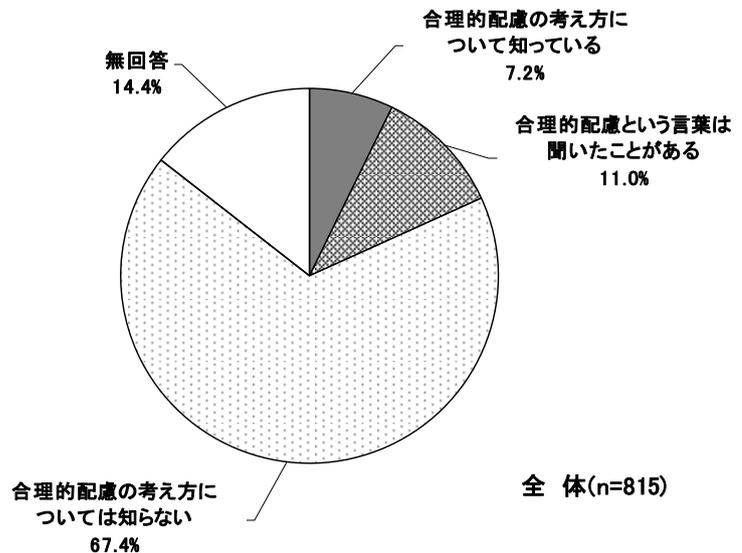
■ 障がいを理由に差別された経験 ■



■ 障がいのある人への理解 ■



■ 合理的配慮について ■



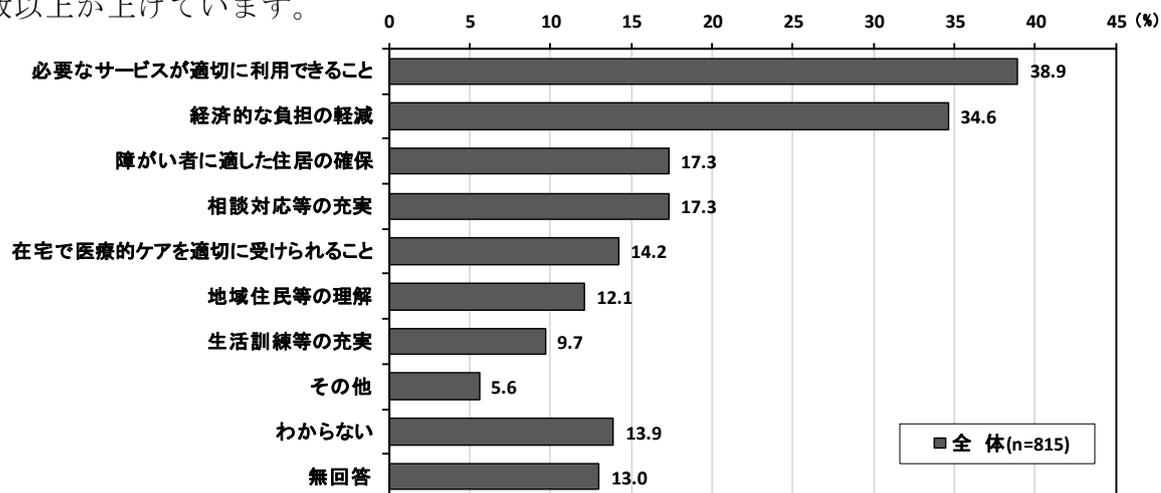
障害者差別解消法が施行された平成 28 年 4 月から今までに、障がい等を理由に差別されたり、いやな思いをした経験についてみると、「よくある」「たまにある」を合わせて約 5 人に 1 人が差別を受けた経験をもっています。

また、障がいのある人への理解について、「進んでいる」は 10.1%にとどまっており、合理的配慮の周知とともに障がいに対するより一層の理解の促進が必要です。

## ■ 地域で生活するために必要な支援 ■

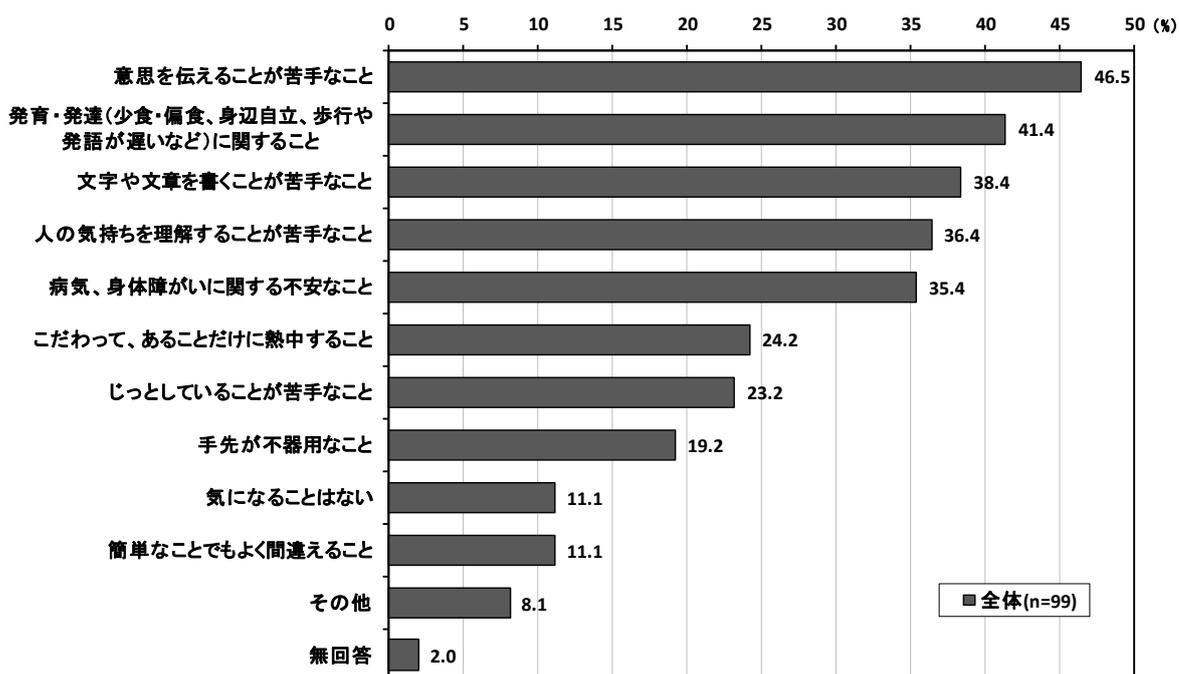
地域で生活するために必要な支援としては、「必要なサービスが適切に利用できること」(38.9%)、「経済的な負担の軽減」(34.6%)の2つが多くなっています。

年齢別にみると、「必要なサービスが適切に利用できること」は20歳代以下(51.0%)、「経済的な負担の軽減」は20歳代以下(58.8%)、30歳代(50.0%)と半数以上が上げています。



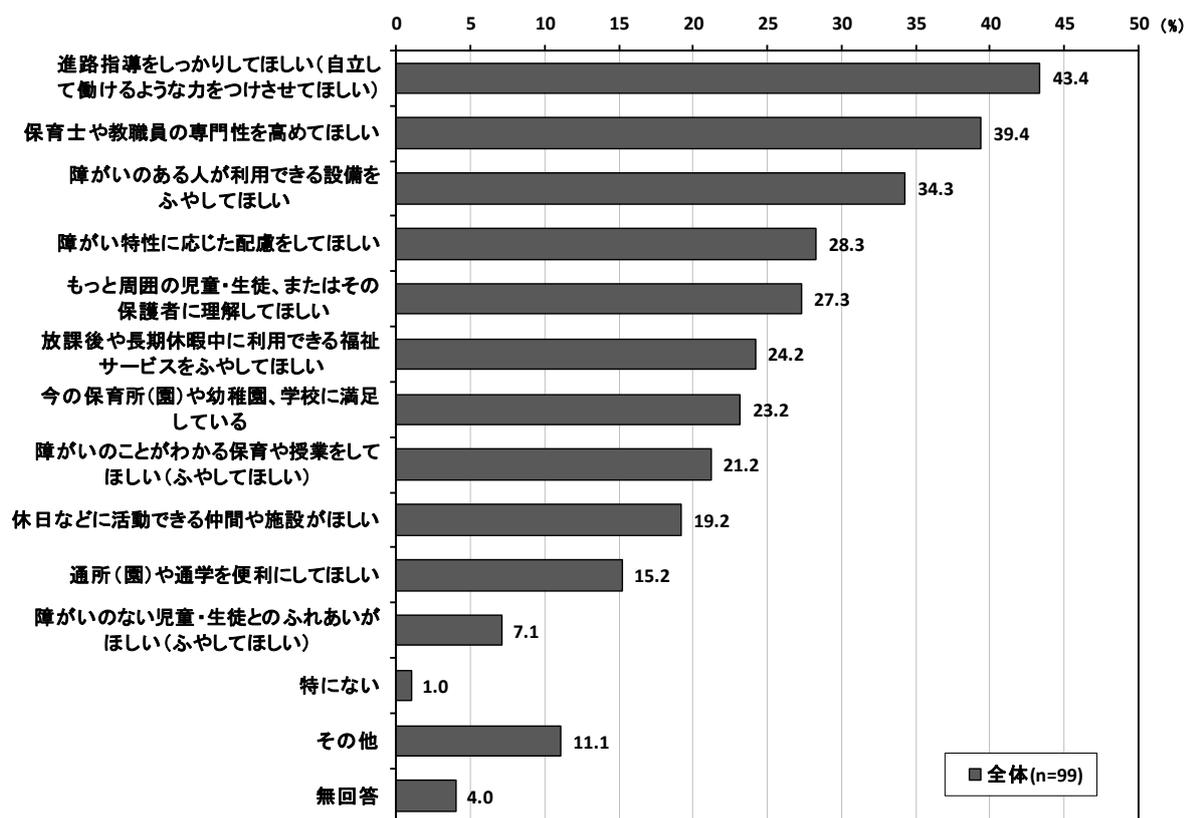
## ■ 発育・発達に関して気になること ■

障がいのある児童の発育・発達に関することとして、「意思を伝えることが苦手なこと」と「発育・発達(少食・偏食、身辺自立、歩行や発語が遅いなど)に関すること」が40%を超え、次いで「文字や文章を書くことが苦手なこと」、「人の気持ちを理解することが苦手なこと」、「病気、身体障がいに関する不安なこと」が30%台で続いています。



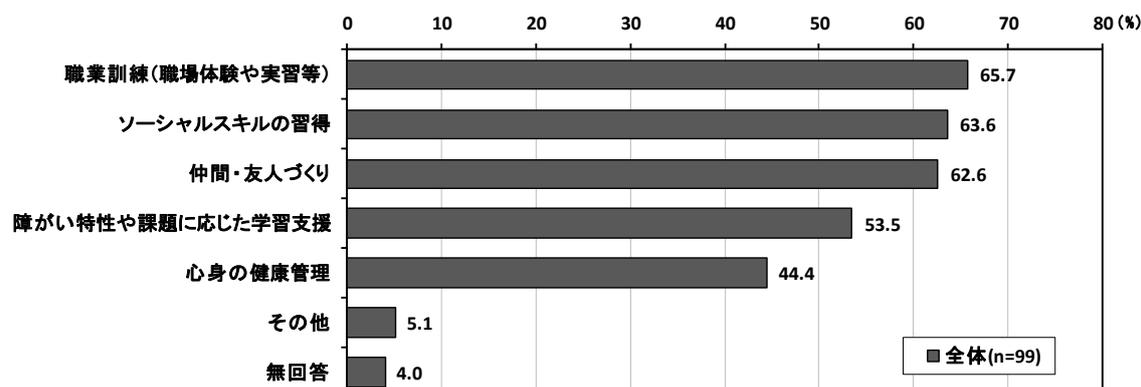
## ■ 保育や教育で今後必要なこと ■

今後の保育や教育に必要なこととしては、「進路指導をしっかりとしてほしい（自立して働けるような力をつけさせてほしい）」が43.4%と最も多く、次いで「保育士や教職員の専門性を高めてほしい」、「障がいのある人が利用できる設備をふやしてほしい」、「障がい特性に応じた配慮」、「周囲の児童・生徒、またはその保護者の理解」となっています。自立に向けた指導の充実や資質の向上、周囲の理解が求められています。



## ■ 学校を卒業した後、円滑な日常生活や社会生活を送るために必要な支援 ■

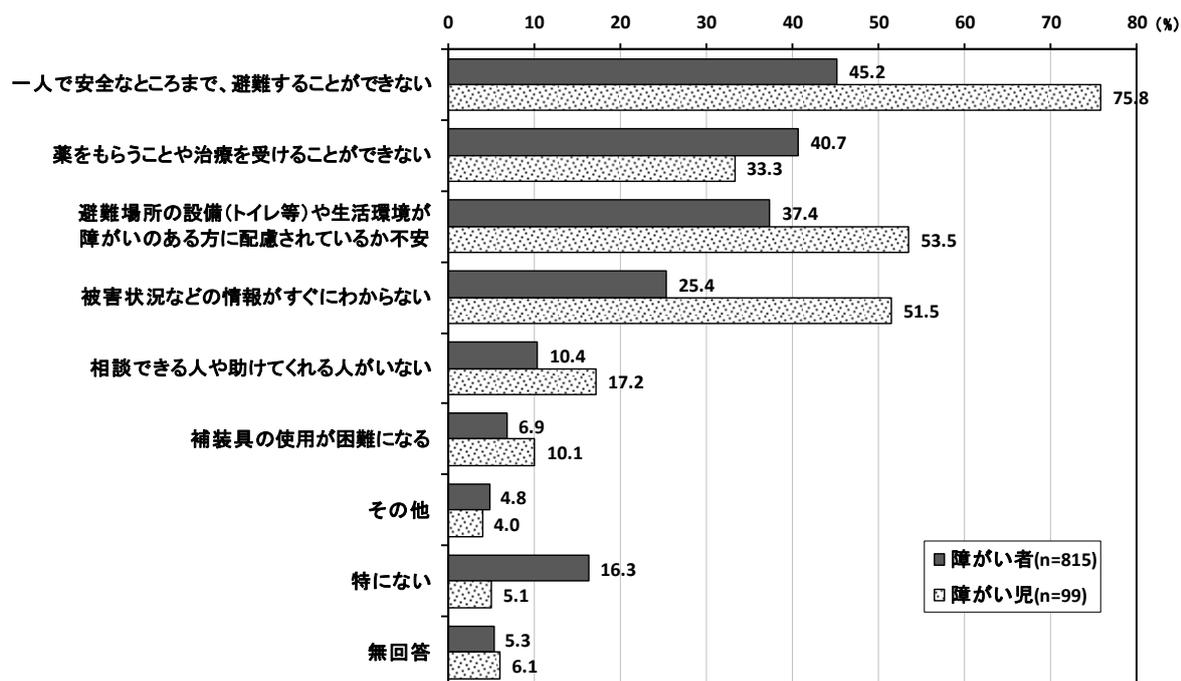
学校を卒業した後、円滑な日常生活や社会生活を送るために必要と思う支援としては、「職業訓練（職場体験や実習等）」が65.7%と最も多く、「ソーシャルスキルの習得」、「仲間・友人づくり」、「障がい特性や課題に応じた学習支援」、「心身の健康管理」もそれぞれ選択率が高くなっており、必要な支援が多いことが分かります。



## ■ 地震等の災害時に困ること ■

地震等の災害時に困ることとしては、障がいのある人も障がい児も、「一人で安全なところまで、避難することができない」が最も多く、特に障がい児では約4人に3人までがあげています。災害時に一人で避難できる環境の整備が求められています。

これに加えて、避難場所の設備や生活環境、被害状況などの情報の周知なども、障がいのある人が避難するときの大きな課題となっています。地震等の発生時に一般的に求められる「自助」の段階に関して、地域ぐるみで支援を考える必要があります。



## 1 事業所へのアンケート調査

新居浜市内の事業所・団体等に対し、アンケート調査（令和2年7月20日～令和2年8月11日）を行いました。

障がい福祉サービスを提供する事業所に対しては47法人81事業所に対して行い、33法人62事業所から回答を得ました。

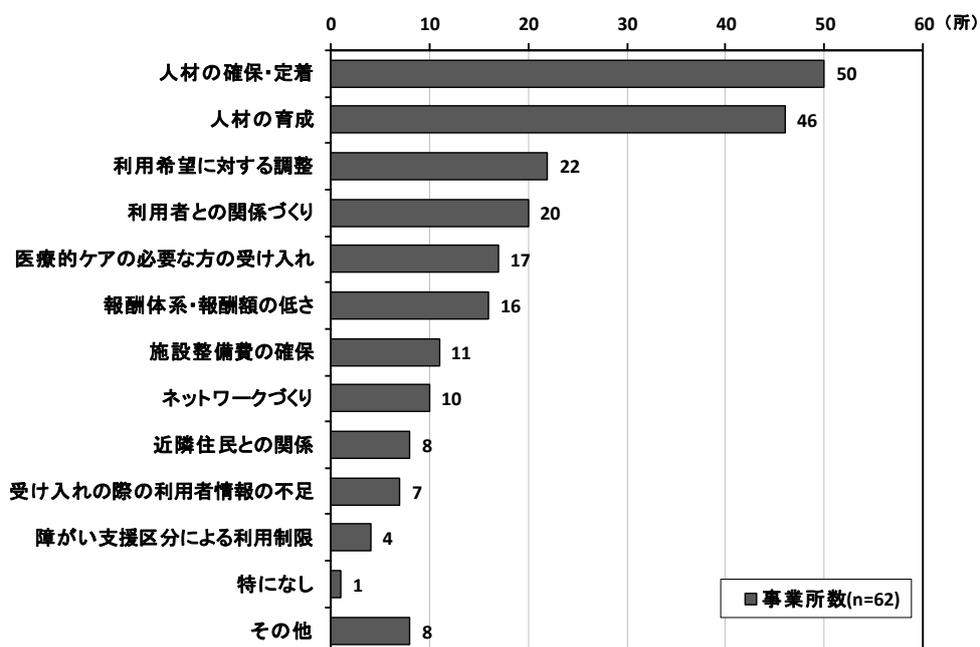
相談支援事業所は9事業所から回答がありました。

障がい者関連団体は12団体から回答がありました。

### (1) サービス提供事業所等調査

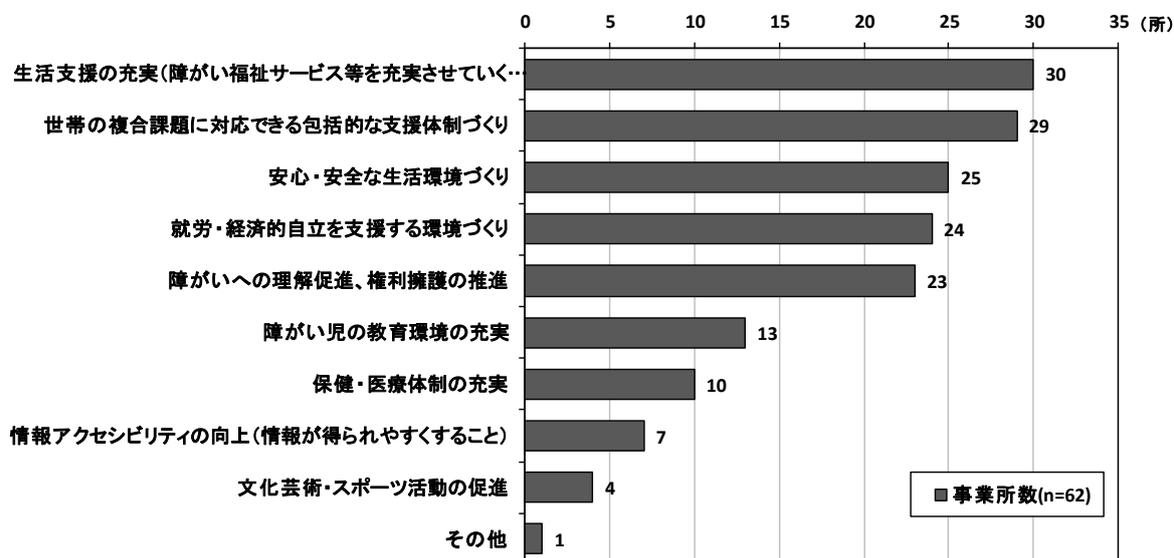
#### ■ 事業所の運営上の課題 ■

「人材の確保・定着」と「人材の育成」が圧倒的に多く、運営に苦慮している実態がわかります。続いて「利用希望に対する調整」、「利用者との関係づくり」、「医療的ケアの必要な方の受け入れ」、「報酬体系・報酬額の低さ」などが多くなっています。



## ■ 特に力を入れていくべき分野 ■

「生活支援の充実（障がい福祉サービス等を充実させていくこと）」を筆頭に、「世帯の複合課題に対応できる包括的な支援体制づくり」、「安心・安全な生活環境づくり」、「就労・経済的自立を支援する環境づくり」などが多くあげられています。



アンケートの自由記述欄には、次のようなご意見をいただきました。

## ■ サービスの質・量の確保に向けた課題等 ■

- （放課後等デイサービスを3か所など）同じサービスを併用したり、支給量が多すぎたりすると、支援の統一や連携が難しく、本人主体の自立支援になりにくい。相談支援専門員によるサービスの適切な調整が必要である。
- 共働きの就労支援やレスパイト支援などは、療育とは別のサービスを検討すべきではないか。
- 障がい特性の理解やその特性に合わせた支援プログラムの研修などが少なく、事業所ごとの研修実施となってしまう、市内で提供されるサービス全体の質の底上げができていないと感じる。
- 年々最低賃金が上がるにつれ、事業所は生産性を求め、結果として、賃金に見合う仕事への対応ができる利用者に限られてしまうなど、質と量の確保が難しいケースがある。
- 介護保険に移行する際、引き継ぎ説明などが十分でないため、利用者や家族が困惑することがある。

## ■ 地域やその他の団体・行政との連携に関する課題等 ■

- 障がい児の早期発見・早期支援において、関係機関との連携は、周辺市町村と比べて進んでいると思う。この連携体制の中心となりマネジメントを行う中核的な施設として、児童発達支援センターの整備、充実が必要。

- 民生児童委員と協力し、福祉サービス利用につながっていない潜在的な障がい者児の発掘が必要。

### ■ 障がいのある人の一般就労について ■

- 仕事に就いて以後のフォローがもう少し手厚いと継続できるのではないか。
- 一般就労をしている人同士が集まり、悩みなどを話し合う場が必要。そこにはピアサポーター的な存在も必要で、障がい者雇用を行う企業の担当者のネットワークや、障がい福祉のノウハウがあれば、より理解が進んでいくと思う。
- 経営者の理解が得られても、ともに働く現場の理解が無ければ難しい。

### ■ 障がいのある人とその家族が地域生活を送るにあたっての課題等 ■

- 精神的な面でいろいろな課題があっても、家庭の外からはわからないことがある。専門的な医療や必要な支援につなぐことは家族だけでは困難。
- 障がいのある人の高齢化、重度化、家族の高齢化が進み、支援を頼れる家族や親族がいなくなり、住み慣れた地域で生活できなくなる。そのために、単身でも地域生活を行えるような24時間対応の在宅支援のサービス体制の整備が必要。
- 障がい重度だったり、医療的ケアが必要となったり、強度行動障がい重篤であることなどにより、家庭での生活が困難で、入所生活を送らなければならない人もいる。
- 相談機関等につながっていない人や、障がい認定を受けていない人などの把握が不十分であると考え。家族にも支援が必要で、地域とつながっていない・どうつながれば良いのか分からないなど、当事者も認識していないニーズを抱えたまま生活をしている人が多い。

### ■ 事業所で、利用者が地域生活へ移行するにあたり、実際に行っている取組 ■

- 将来のイメージ作りにつながるように保護者勉強会の中で、現状だけでなく、この先使える福祉サービスの紹介を行っている。
- 精神科病院入院中の人を訪問し、余暇活動や社会活動の情報提供を行い、実際に外出同行している他、新たな社会資源ができた際の情報提供や見学同行を実施している。
- 事業所のある地域での、避難訓練の積極的参加や文化祭への参加など。

### ■ 障がいのある人の地域生活について ■

- 皆それぞれにこだわりがあり、それを貫こうとして地域となじめず孤立する人や閉じこもる人がいる。障がいのある人が、その地域でのマナーやルールを学ぶ場があり、障がいのある人が地域を知るための取組も大事だと思う。
- 地域生活の中で、成功体験を積み重ねてほしい。そのためには、支援を受けながらも希望する人生が送れるような個別のニーズに合った福祉サービスのきめ細やかな提供が必要。
- 親と同居している場合、親が高齢となり、生活のことができなくなつてから動きだすことが多い。親が元気であるうちに、生活できるようなシステムづくりが必要。

## ■ 精神障がいのある人へのサービス提供における具体的な課題 ■

- 利用者間トラブルや症状の悪化への対応。
- 高機能の発達障がいの人の中には、当事者や家族が障がい特性への理解や受容がなされないまま成人期を迎え、その後障がい福祉サービスにつながる事例が増えている。学齢期から成人期までの一貫した支援やその人の特性に応じて自己理解の支援を受けられる仕組みが必要。

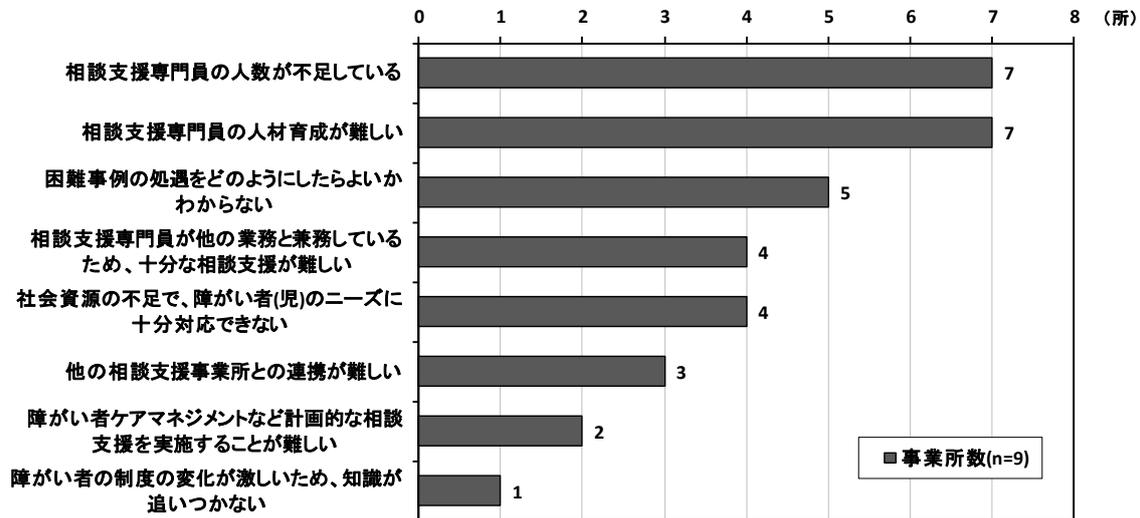
## ■ 障がいのある子どもの支援に関する意見等 ■

- 様々な福祉サービスが増え、選択できるようになり、障がいのある子どもの支援も豊かになってきている。その反面、親と過ごす時間や家族との関わりが少なくなってきたように思う。
- 本人だけでなく、親にも支援が必要な場合がある。また、できるだけ自分でできることが増えるようにとお手伝いしていても、親がしてしまうことがある。
- 児童への支援は充実してきていると思うが、重度心身障がい児の受入先は少ないと思う。また、思春期の性の学習に関しては課題が残っていると思う。
- 障がいのある（支援を必要とする）子ども達が生活しやすい教育・環境を幼い時から整えて欲しい。それは保護者の障がいの受容を進める教育（レッテルを張られると思うのではなく、仕事に関わる事も含め子ども達が生きて行く上で必要な事柄と考えること）を専門者から学ぶ場を整えて頂きたい。

## (2) 相談支援事業所調査

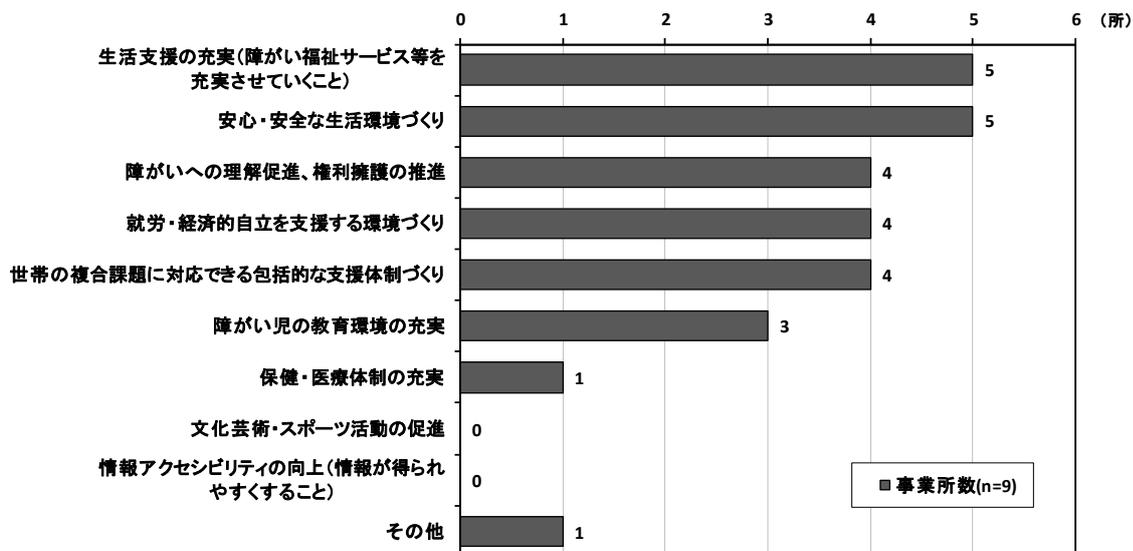
### ■ 相談内容等による新居浜市の課題 ■

相談内容等による新居浜市の課題としては、「相談支援専門員の人数が不足している」や「相談支援専門員の人材育成が難しい」が多くなっています。



### ■ 今後の障がい者施策について ■

今後の障がい者施策については、「生活支援の充実（障がい福祉サービス等を充実させていくこと）」、「安心・安全な生活環境づくり」、「障がいへの理解促進、権利擁護の推進」、「就労・経済的自立を支援する環境づくり」、「世帯の複合課題に対応できる包括的な支援体制づくり」などが多くあげられています。



その他の施策についての具体的意見としては、次のようなことが挙げられています。

### ■ 障がいのある人に対する地域の理解について ■

- 地域住民への理解啓発が十分でなく、本人・家族側の引きこもりや囲い込みがあり、周囲が気づかないまま、相談やサービス利用に至っていない事例がある。
- 障がいのある人とかかわりがいい人には理解されていないと思う。
- 障がいに関する理解促進の取組を継続していくことが必要。

### ■ 相談内容のうち、今後の障がい者施策に反映してほしい相談や事例 ■

- 養育者の入院により、障がい児の養育ができなくなる相談を受けた時、様々な理由で協力先（受入先）の確保が困難だった。周りに協力してくれる親族等がないとき、主たる養育者にかわって支援してくれる機関があればいいと思う。
- 介護保険制度移行時、円滑に制度移行が進められる体制整備。サービス支給量がなるべく移行前に近い水準で支給されるような支給決定のプロセス。
- 公営住宅の障がい者優先入居体制。
- バリアフリーな外出先の増加、気軽に外出・移動ができる環境整備。ひとり暮らしができる住環境（車いすの人が生活できる賃貸物件やグループホーム）。
- 緊急時の見守り。

### ■ 障がいのある人が地域で自立した生活を送っていくために必要な支援 ■

- 地域の障がい理解の促進や、包括的な相談支援（基幹相談支援センター）が必要。
- 移動しやすい交通機関や交通手段。
- 往診可能な医療体制。
- 生活拠点の確保。
- 日中活動、社会参加の場の整備。
- 働く場の開拓。
- 行動障がいのある人などへの個別の対応。
- 経済的な支援（家計管理等含む）。

### ■ 施設や病院に入所・入院している障がいのある人が退所・退院して地域で暮らしていけるような受け入れ体制で、整っている点と整っていない点 ■

#### （整っている点）

- 既存のサービス（デイケア、地域移行支援、生活訓練施設等）については、活用できているのではないかと思う。
- 退院後は医療機関の訪問看護や地域定着支援で地域生活の見守り等の支援を行えている。

#### （整っていない点）

- 住まいの確保の支援（住居探しと保証人の課題に対して住まい情報の一元的な提供ができるような機関や仕組み。保証人不要な物件の情報。保証人肩代わり機関。）
- 精神障がいのある人のための日中活動の場が、障がい福祉サービスにおいてごく少数しかない。

- 65歳を超える当事者の地域生活を送るための介護保険と障がい福祉サービスの住み分け（現状は規定に沿っての支援であるが、特性に配慮した支援の拡充が必要）。

### ■ 福祉施設（就労系事務所）から、一般就労への移行についての相談内容 ■

- 就労移行支援からの一般就労移行について。
- どのような手順を踏めば仕事に就けるのか。

### ■ 障がいのある人の一般就労に対する支援 ■

- 医療、福祉、教育、行政等が連携していくこと。
- 企業への啓発、一般市民への障がい者雇用についての啓発。
- 就労後の企業、障がいのある人に対する第三機関によるフォロー。
- 障がいのある人の受け入れ企業の量的拡大。多様な雇用形態。通勤の移動支援。
- 当事者は、一般就労がどのようなものか想像できない人が多いため、企業見学や体験就労等の機会が必要。
- 一般就労に至るまでの支援はあっても、その後のフォローを十分に受けられていない人がいる。企業側の人手不足もあるのかもしれない。就労したことで関わりが薄らいでいくのか、どこに相談すればいいのかわからない人がいるので、就労後も情報を提供できればいいのではないか。

### ■ 発達障がいがある人への支援 ■

- 発達障がいの特性に対し、様々な角度からの理解を深めてもらいたい。
- 発達障がいに対する世間の関心は高い印象を受ける。市民に向けた普及啓発活動を希望する。
- 発達障がいのある人への日常生活の困難さの理解促進と、その困難さについての関わり方の勉強会なども引き続きあればいいと思う。
- 発達障がいのある子どもへの学習支援を家庭でできるよう家族へのコーチング等の機会（放課後等デイサービスや児童の支援にあたる専門職による）があればいいのではないかと思う。

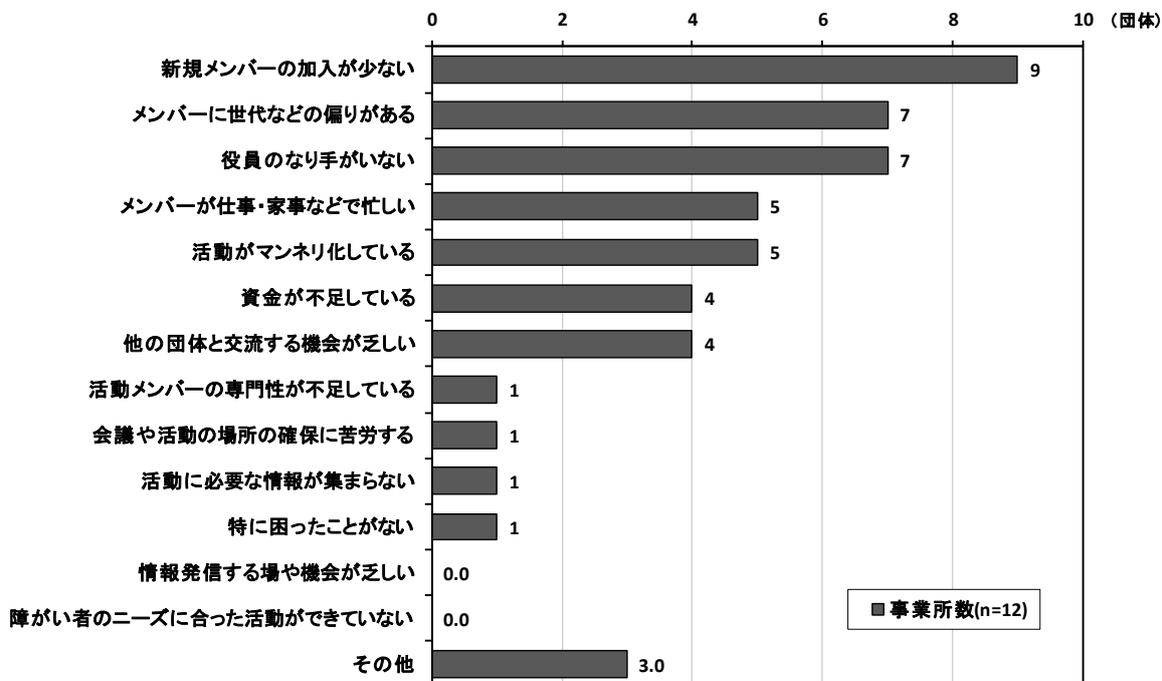
### ■ 障がいのある人のために必要なサービスや支援 ■

- 市民サービスとしての相談支援サービスをもっと身近で使いやすいものにしていくべき。そのために、対応できる相談員のすそ野を増やす必要があり、相談員に対する一定の質の担保をするための研修等も必要。
- 新居浜市という地域を対象とする動きがとれ、より明確に権限と責任を持つ基幹相談支援センターの設置が強く望まれる。

## 2 関係団体調査

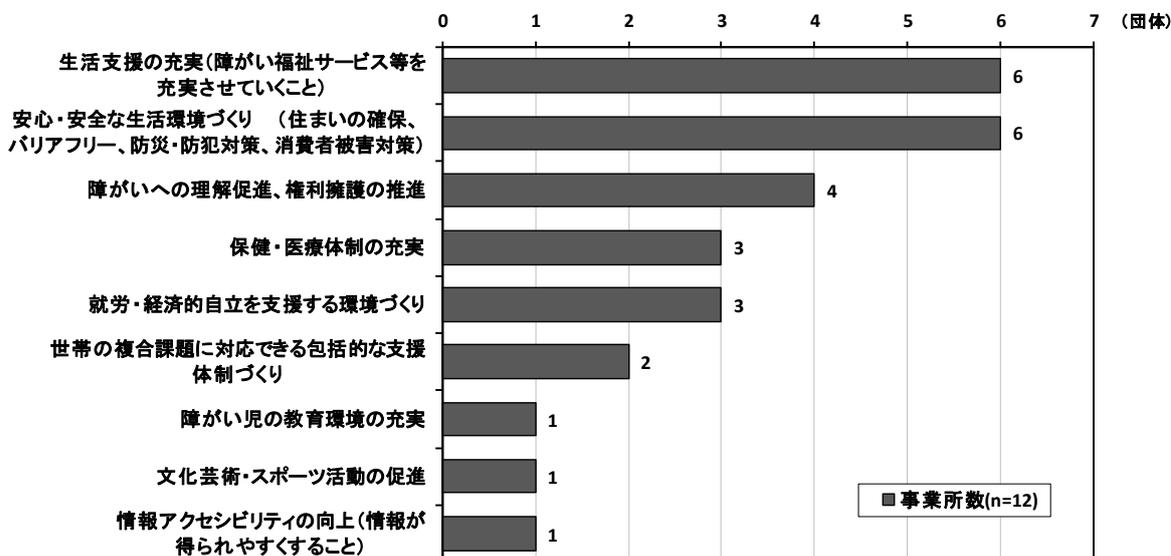
### ■ 団体の活動上の課題・問題点 ■

団体の活動上の課題・問題点としては、「新規メンバーの加入が少ない」が最も多く、「メンバーに世代などの偏りがある」、「役員のなり手がいない」などが多くなっています。



### ■ 障がい者施策の中で、特に力を入れていくべき分野 ■

こうした活動上の問題・課題がある中で、特に力を入れていくべき障がい者施策の分野としては、「生活支援の充実（障がい福祉サービス等を充実させていくこと）」と「安心・安全な生活環境づくり（住まいの確保、バリアフリー、防災・防犯対策、消費者被害対策）」、「障がいへの理解促進、権利擁護の推進」が多くなっています。



各障がい者団体からいただいたご意見には次のようなものがありました。

■ **現在の活動上の課題・問題点について** ■

- 会の存続自体危ない。
- 高齢を理由とする退会が増える傾向にある。

■ **施設入所者等の地域生活への移行について整っていない点について** ■

- 当事者が困った時、誰に相談して良いか分からない。
- 地域住民の差別意識。アパートに入居の際に保証人がいない。

■ **障がいのある人の一般就労に対する支援について** ■

- 企業側に障がいのある人を受け入れるための支援が不十分なため、離職につながるケースがある。ジョブコーチ（職場適応援助者）などをどんどん活用すれば良いと思う。
- 就職後の企業との調整、相談、お互いへのアドバイスなどができる専門家を増やす。
- ①会社側…障がいのある人を雇うことについての積極性と相談できる場  
②当事者側…就労への意欲  
上記の①②を結びつけるコーディネーター的役割を担える存在、就労した後も経過を見守り、不都合が生じたら修正できる役割を持つ人が必要。
- 対人関係への理解の訓練や、SST（社会生活技能訓練）ができる専門性のあるスタッフを備えて欲しい。

■ **相談支援事業の充実のための取組について** ■

- 療育手帳のある・なしに関わらず相談を受けられることと相談のしやすさ。
- 支援員の数が少ないのではないか。1人が多くのケースを抱えていて、全部に行き届いてない気がする。
- メールや電話での相談受付システム、及びそのシステムを周知させること。
- 24時間体制の相談窓口が欲しい。

■ **障がい者（児）が地域で安心して生活を送っていくためのサービスについて** ■

- 自立して生活できる場所と困った時に相談できる相手。
- 災害時、避難場所の確保、拡充、情報提供。
- まちなかに就労支援事業所やグループホーム等があるような市にして欲しい（事業所のある地域が限られている）。そのために、地域の人々への障がいに対する知識と寛容な心を持ってもらうための啓発に力を入れて欲しい。
- 親亡き後を見越した当事者への支援の充実。成年後見制度や生活支援プログラムの周知。
- 地域でできる限りの声掛けを含めた見守り。